

【2026. 1. 30】

令和7年度

岩手県生涯学習推進研究発表会 資料

「博物館」の地域における社会教育的役割に関する研究
(2年次)

発表者

岩手県立生涯学習推進センター
社会教育主事 土谷 文子

目 次

I 研究の概要

1 研究主題	1
2 研究目的	1
3 年次計画	1

II 研究の内容

1 博物館の歴史

(1) 博物館の沿革	2
(2) 博物館とは	3

2 博物館の現状と今後の課題

(1) 博物館の現状について	6
(2) 博物館法の改正について	8
(3) 博物館の今後の課題について	9
(4) これからの博物館に求められる役割・機能について	10

3 本県における文化芸術の位置づけ

「いわて県民計画（2019～2028）」より	12
------------------------	----

4 アンケート調査について（1年次）

(1) 「博物館等施設」に関するアンケート調査	13
(2) アンケートのまとめ	27

☆2年次の研究について	28
-------------	----

5 各博物館の取組事例

(1) 大阪市立自然史博物館	31
(2) 昭和日常博物館（北名古屋市歴史民俗資料館）	39
(3) 北上市立博物館	44
(4) 遠野市立博物館	52
(5) 広域的な事例：岩手県立博物館	60

6 「博物館」の地域における社会教育的役割の考察	64
--------------------------	----

III 研究のまとめ

1 研究の成果	67
2 今後の課題	67
主な参考文献	68

[巻末資料Ⅰ]

博物館等施設がない市町村について…………… 69

[巻末資料Ⅱ]

博物館強化推進事業…………… 70

[巻末資料Ⅲ]

令和6年度「博物館等施設」に関するアンケート調査票…………… 71

[巻末資料Ⅳ]

その他の参考事例…………… 76

I 研究の概要

1 研究主題

「博物館」の地域における社会教育的役割に関する研究

2 研究目的

博物館は、図書館・公民館と並んで三大社会教育施設とされ、それぞれ博物館法・図書館法・社会教育法という法的基盤を有している。1951年の公布以来70年以上にわたり、日本の博物館は博物館法の下で教育・学術・文化の発展に寄与してきた。制定当時は全国で200館余りだった博物館数は、現在では約5,700館に増加し、年間入場者数は3億人を超えている。

しかし、令和3年度の文部科学省「社会教育調査」によると、全国の登録博物館数は911館、博物館に相当する施設は394館であるのに対し、博物館類似施設は4,466館と全体の約8割を占める。本県においても、令和5年度の「社会教育基本調査」では、登録博物館が20館、相当施設が3館、類似施設が86館と、全国同様に類似施設の割合が高い。

一方、博物館法の施行から70余年が経過し、文化芸術基本法や文化観光推進法の施行、文化財保護法の改正、国際博物館会議（ICOM）などにおける国際的な動向を踏まえ、博物館が貴重な資料を収集・保管し、公開・教育普及を行い、調査研究をしていくという従来からの基本的役割の充実はもとより、それぞれの目的や使命に応じ、個々の特色を活かしながら多様化・高度化した新たな役割を担うことが期待されている。

2022年に改正された博物館法では、教育や文化の域を超えてまちづくり、観光、福祉、国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることについて、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組めるように、登録博物館はこうした連携に努めるものと定めている。また、博物館に相当する施設（法改正後は指定施設）についても、地域の多様な主体や他施設との連携を促している。

本県の政策を見ると、『いわて県民計画2019～2028』の中の「政策推進の基本方向」「新しい時代を切り拓くプロジェクト」「地域振興の展開方向」において、文化芸術資源の活用を通じた地域活性化に向けた取組を推進していくこととしている。

以上のことを踏まえ、本研究では地域における「博物館」の今期待されている社会教育的役割について、県内外施設の実態を分析・考察し、現状と課題を探っていくこととする。

3 年次計画

1年次 (令和6年度)	(1) 文献・資料等から博物館の歴史をたどり、これまで果たされてきた社会教育的役割とこれから期待される新たな社会教育的割についてまとめる。 (2) 県内「博物館」における社会教育的役割についての現状と課題を、調査によって把握する。
2年次 (令和7年度)	(1) 本県や全国における「博物館」の地域における社会教育的役割の具体的事例について分析・考察する。 (2) これからの期待される「博物館」の社会教育的役割について整理を試みる。

II 研究の内容

I 博物館の歴史

(1) 日本における博物館の沿革

日本の近代的な博物館の始まりは博覧会にある。博覧会とは、一国のみで開催する「国内博覧会」、複数の国が参加して開催する「万国博覧会」など、さまざまな内容のものがある。日本での国内博覧会は、明治期に政府が主体となって開催した「内国勸業博覧会」が、東京、京都、大阪などで開催された事で知られており、殖産興業政策の上で数々の成果を上げるに至った。しかし、内国勸業博覧会の開催以前に、すでに江戸時代には、薬品会（やくひんえ）¹などが開催されており、その基盤があって、それが踏襲されて西洋文明の移入と共に博覧会が開催されることとなった。

明治5年（1872）東京・湯島の聖堂内で開催された博覧会が最初とされている。ここで出品された資料は、考古遺物や古美術などの歴史資料から動植物など自然資料に至る多様なもので、翌年開催されるウィーン万国博覧会へ出品する資料の紹介も兼ねて展示された。この博覧会は大変盛況となり、会期終了後も1と6のつく日に毎月開催され、一時的な展示から常時展示するという形態をとった。これが日本における博物館の誕生とされ、現在上野公園内に所在する東京国立博物館となり、この時を創立年としている。

本格的に博物館が日本各地に設置され始めたのは、1951（昭和26）年に博物館法が公布されて以降のことである。博物館法は教育基本法と社会教育法を母法としており、博物館は社会教育施設として規定された。戦後の高度経済成長期に次々と施設が建てられ、国民の余暇時間の拡大を受け、対象資料や活動の多様性を増しながら20世紀後半にかけて急増した。利用者の多様な学びと楽しみ方に応える選択肢が増える一方で、収益性に乏しい博物館の経営には次第に厳しい目が注がれるようになる。バブル崩壊後の厳しい不況期になると財政がひっ迫し、事業評価が問われるようになり、博物館の基本機能である収集保管や調査研究という内向きの事業の確実な執行よりも、展示や教育という外向きの事業の成果が注視されるようになっていった。博物館が利用者や社会に対してどのようなサービスを提供しているのか、どのように役立っているのか具体的な指標をもって示すことを求められるようになってきたのである。さらに博物館は近年、精神的な豊かさによる健康、福祉、幸福の実現、文化芸術による地域の創造的発展など、期待される役割が多様化している。この著しい進展の中、博物館の定義に始まり、その機能や理念の再確認が喫緊の課題となっている。

そもそも博物館とはどういう施設なのか、その定義や博物館を取り巻く法律等について見ていくこととする。

椎名仙卓『日本の博物館成立史－博覧会から博物館へ』／博物館法令研究会『改正博物館法 Q&A』参考

¹ 「物産会」とも称される。自己の所有している自然物などを出品することにより、会主からその資料の名称や効用など、さまざまな知識を得たり、相互に意見を交わして見識を広めたり、それを医薬の発達に結び付けようとするもの。

(2) 博物館とは

ア 博物館法と社会教育法、教育基本法との関係

博物館法は、社会教育機関としての博物館の整備充実を目指して、1951年に制定された法律である。社会教育法第1条には、「この法律は、教育基本法に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」と規定されている。つまり、博物館法はもとをさかのぼれば教育基本法に基礎を置くものである。教育基本法は2006年に改正されているが、この趣旨は変わっていない。

イ 博物館法による定義

博物館法（第1章 総則）第2条によれば、次のように定義されている。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く)。のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

博物館法は一部改正されたものの、その定義については制定当時から変わっていない。博物館は社会教育施設として、資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究を行う機関として位置付けられ、これが基本的な役割である。

博物館の中には動物園・植物園・水族館・プラネタリウムなども含まれており、教育施設としての役割だけでなく、レクリエーション施設としての役割も期待されてきた。

このように博物館法であえて定義の解釈の範囲を広げているのは、博物館法に規定する事項に該当する施設であれば、様々な種類の施設がこの法律で定める博物館として扱われることが可能であり、形式にとらわれず実質の面から博物館を捉えることができるからである。

実際に全国の博物館を見渡せば、「博物」という文字通り種別も広く規模もまちまちであり、その資料の多様性から、画一的に定義を規定することはその本質上も法令上も極めて難しい。

そして博物館は今、社会教育施設としてのみならず文化施設としての機能・役割も帯びている。それは、博物館を取り巻く様々な法律等からも読み取ることができる。

博物館法令研究会『改正博物館法詳説・Q & A』参考

ウ 文化施設としての博物館の位置づけ

経緯は以下のとおりである。

●2001年 文化芸術振興基本法（文化庁）

「美術館、博物館、図書館等の充実」が盛り込まれ、その第26条において「国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされた。

●2017年 文化芸術基本法（文化庁）

文化芸術振興基本法の一部が改正された法律。文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込み、文化芸術の継承、発展及び創造につなげる好循環の創出が盛り込まれた。

●2018年 文化芸術推進基本計画・第1期（文化庁）

博物館は文化芸術の保存・継承・創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有しているとし、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められた。

●2018年（改正） 文化財保護法（文化庁）

文化庁は改正に当たって、過疎化・少子高齢化による文化財継承の担い手の不在、開発・災害等による滅失や散逸等により文化財が危機的状況におかれている、としている。その打開策として文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等を図ることとされ、その保存・活用において重要な役割を担う機関として、博物館の役割が想定された。

●2018年（改正） 文部科学省設置法（衆議院）

これまで一部を文部科学省の社会教育関係部局が所管していた博物館に関する事務について、文化庁が一括して所管することとされるとともに、2019年には文化審議会²に博物館部会が設置された。

●2020年 文化観光推進法（文化庁・観光庁）

博物館が本来の目的とする研究や教育の観点とは異なるが「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」として制定され、文化につ

² 文部科学大臣及び文化庁長官の諮問に応じて、国語・著作権及び隣接権・文化財・文化功労者の選定及び文化・芸術全般に関する基本的な事項を調査審議すること等を目的とする審議会。中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、2001年（平成13年）1月6日付けで文部科学省に設置された。

いて理解を深めることを目的とする観光が推進されることとなった。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援をすることで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことが盛り込まれた。

●2020年 知的財産推進計画2020

文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進めることが「施策の方向性」として記載された。

博物館を取り巻く様々な法律等を見ていくと、教育よりも文化・観光やまちづくりの経済的な活動が求められているように感じる。しかし、改正された博物館法第1条の中には「博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める」とある。博物館は依然として社会教育機関であり、その上で文化施設でもあるという、両者を併せ持つ存在であることを念頭に置く必要がある。

このように博物館を取り巻く環境や社会からの要請が目まぐるしく変化する中、国際的にもその定義が社会の変化に応じて見直された。

エ 博物館定義の国際的な動向

ICOM（国際博物館会議）とは博物館の発展を目的として1946年に創設された国際非政府組織であり、定義については過去6回（1961年、1974年、1989年、1995年、2001年、2007年）にわたって改正された。2007年ウィーン大会で採択された定義は以下の通りである。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。

ICOM Japan HPより

その後、2019年の京都大会で新しい定義案が提案されたものの、議論の時間が十分に確保されなかったことなどの理由から、採択は2022年のプラハ大会に先送りされた。プラハ大会で改正された新しい定義は以下の通りである。

博物館は、有形及び無形遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

“A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability. They operate and communicate ethically, professionally and with the participation of communities, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.”

ICOM Japan HPより

前半は改正前とほぼ同様であるが、後半にaccessible（利用しやすい）、inclusive（包摂的）、diversity（多様性）、sustainability（持続可能性）、ethically（倫理的）、professionally（専門的）などの用語が用いられており、博物館の役割が社会全体の問題にまで拡張された。この視点により、博物館は単なる文化財の保存・展示や研究の場を超え、現代社会の複雑な課題に向き合う場として再定義されている。

大阪国際大学 国際教養学部 国際観光学科 准教授の五月女賢治氏はこの新定義について次のように述べている。

「今後、博物館が持続可能な未来を築くために果たす役割は一層重要になると考えられる。特に日本においては、博物館が地域コミュニティとの協働を強化し、地域資源を活用した持続可能な発展のモデルを示すことが期待されている。日本の多くの地域は人口減少や高齢化といった課題に直面しており、地域の再生には博物館が積極的に関与し、文化財の保護や文化的アイデンティティの形成のほか、文化を通じた経済活動の創出が求められている。結論として、ICOMによる新しい「Museum」の定義の採択は、博物館が今後も現代社会において重要な役割を果たし続けるための指針を示している。博物館は多様な社会的課題に対して積極的に関与し、地域とグローバルの両方の視点から持続可能な未来を目指していくことが求められている。こうしたことに取り組むことで博物館は未来の社会においても文化的、教育的、そして社会的な価値を提供・共創する存在として、その重要性をさらに高めていくことになる。」

五月女賢司「国際博物館会議（ICOM）による「Museum」の新定義とこれからの博物館」『日本の科学者』参考

このように、博物館に求められる役割・機能が多様化・高度化する中で、約70年前の1951年に制定された博物館法は世の中の変化に伴い、法の一部を改正することとなった。

2 博物館の現状と今後の課題

（1）博物館の現状について

まずは、日本の博物館の多様な実態から見ていくこととする。

ア 館種（図1参照）

歴史系・自然系・美術系などに大別されるが、文部科学省は統計上それらを総合博物館・歴史博物館・美術博物館・科学博物館・野外博物館・動物園・植物園・動植物園・水族館に類別している。歴史博物館には地域の郷土資料館も含まれ、全体の半数

以上を占めている。このような多様性は同じ社会教育施設である図書館や公民館には見られない特徴である。

イ 設置者（図2参照）

国及び地方公共団体だけでなく、さまざまな法人・団体・企業等が設置者になれるというのも博物館の特徴である。それぞれの地方公共団体が地域に根差した博物館を設置してきた経過から、数の上では公立が全体の4分の3を占めている。

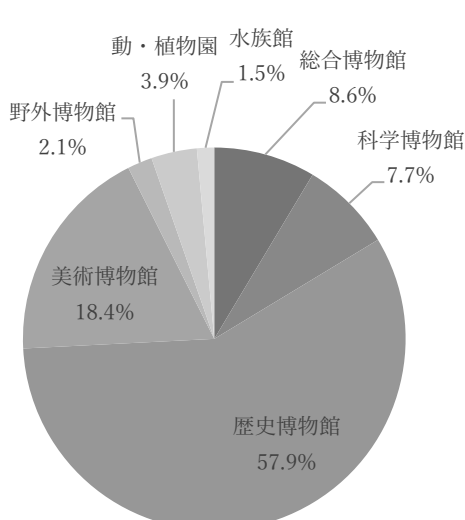


図1 国内の博物館（全5771館）の館種による内訳
出所：社会教育調査（2021年度）をもとに作成

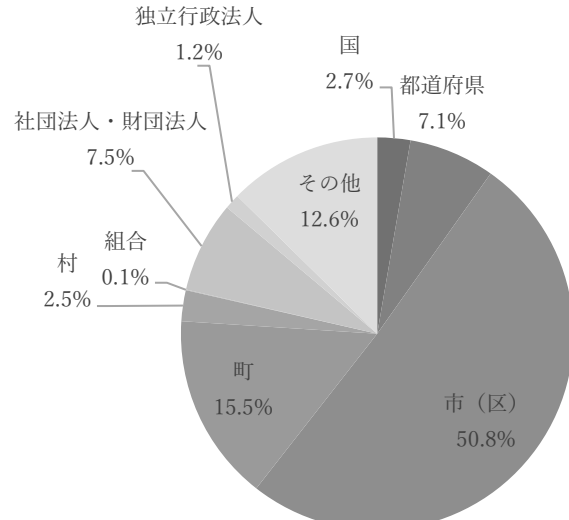


図2 国内の博物館（全5771館）の設置者による内訳
出所：社会教育調査（2021年度）をもとに作成

ウ 法区分

博物館法においては、所定の審査手続きを経て都道府県（あるいは指定都市）の教育委員会による登録を受けた施設が登録博物館、また登録の要件は満たしていないが「博物館の事業に類する事業を行う」と認められた施設が指定施設（法改正前は相当施設）とされ、これらが法の適用対象とされている。これらとは別に、博物館法では登録博物館及び指定施設とはされていないものの、文部科学省が社会教育調査の便宜上「博物館と同種の事業を行う」として把握している施設は“博物館類似施設”と呼ばれている。このような法区分によって博物館は3カテゴリーに分類される。大規模で充実した博物館が必ずしも登録施設というわけではなく、県立レベルの総合博物館でも相当施設にとどまっているところが少なくない。

エ 運営形態

従来公立博物館はすべて直営で運営されていた。しかし、効率性を高めたりコストを削減したりするために、業務の一部を外部の専門業者や企業に委託するという世の中の流れの中で、2003年に公共施設にも指定管理者制度が導入され、公立博物館の運営形態に新たな選択肢が加えられた。財政難の中、これを採用している地方公共団体も少なくない。

山西良平「日本の博物館の現状と課題について－博物館法改正を中心に」『日本の科学者』参考

博物館に求められる役割・機能が多様化・高度化する世の中の状況に加え、このように博物館の実態も多様化している中、博物館法が改正された。

(2) 博物館法の改正について

2022年4月、博物館法の一部を改正する法律が公布され、翌年4月に施行された。

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光とその他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17条～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有するもので博物館に関する科目の単位を習得したものと【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

ア 法改正の柱（文化施設としての位置づけ）

法第1条（目的）において条文の「社会教育法の精神に基づき」という部分が「社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき」と改められ、博物館の文化施設としての役割が加えられた。

イ 法改正の柱（博物館の事業）

法第3条（事業）の3号が設けられ「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」となり、博物館資料のデジタル・アーカイブの作成と公開を位置付けた。

法第3条第2項において、これまで各館の自主性に委ねられていた博物館相互の連携やネットワーク事業について努力義務とし、推奨された。

法第3条第3項において、博物館が所在する地域との連携や文化観光、地域の活力の向上への寄与が努力義務化された。

ウ 法改正の柱（登録制度の改正）

法の対象外である博物館類似施設が全体の8割を占めるという状態を解消するため、第13条において法人類型にかかわらず登録できるよう設置者の要件が見直されると共に、「公立博物館は教育委員会の所管に属する」としていた制限も撤廃され、登録申請段階での門戸が広げられた。

（3）博物館の今後の課題について

文化審議会により多くの議論が重ねられ法は改正されたが、それで終わりではない。課題はまだ残されており、今後、法の施行に当たって何に配慮していくべきか国はその留意事項を示した。以下その付帯決議の内容を要約したもの。

- ・登録による各博物館の信用や認知度の向上
- ・新登録制度の活用状況や効果の検証
- ・審査における社会教育施設としての役割尊重、非営利性への配慮、公益性公共性の確保
- ・登録後の継続的支援
- ・学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと
- ・館長の専門性の向上
- ・地域の多様な主体とのネットワーク形成に対する支援
- ・登録審査を担う教育委員会への支援
- ・財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの振興策
- ・各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援
- ・博物館の多様性の尊重

文化庁は法改正後の施策として、年間数億円規模の博物館機能支援事業（巻末資料2参考）を公募により実施している。しかし、このような補助は先進館のサポートや新規事業の開発には有効ではあるが、その後の継続が懸念される。また、日本の博物館界の大部分を占めてい

る小規模館の底上げも必要で、今ある事業をどう継続し発展させていくか、そのための経済的支援が求められる。

登録申請した後の博物館の信用や認知度と併せて、継続的な経済支援が具体化されることが期待される。

(4) これからの博物館に求められる役割・機能について

課題は残されているものの、今博物館に求められている役割や機能について把握しておく必要がある。

2021年文化審議会『博物館法制度の今後の在り方について（答申）』では、現代社会における博物館の存在意義や使命、今後必要とされる機能を以下のようにまとめている。

<存在意義>

- ・博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人々が自らのアイデンティティを形成し、確認する場である。
- ・博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人々に開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
- ・博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を多くの人びとと共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進する場である。
- ・博物館は、孤独・孤立の状況に陥りかねない人びとの居場所となり、つながりを保ち、社会関係資本を高めることなどを通じて、地域の福祉の増進に寄与することのできる場である。
- ・博物館は市民の「知る権利」を保障する場である。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

<使命>

- ・自然と人類に関する有形・無形の遺産等を保存（保護）し、継承する。
- ・資料に関する調査・研究を行い、それに基づき資料の価値を高める。
- ・資料を通じて学びを促し、文明や環境に関する理解を深める。

<今後必要とされる機能の例>

- ・交流・対話、市民による創造的活動の促進と支援
- ・持続可能な未来と平和について対話・学習する機会の提供
- ・地域の福祉（健康・幸福、生活の質）向上への貢献
- ・社会的包摂・相互理解・多文化共生への寄与
- ・地域社会の活性化

さらにこれらを集約し、5つの方向性としてまとめている。

- 1 資料の収集・保管と文化の継承（「守り、受け継ぐ」）
博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を、関連する事項を含めて地域や社会から資料として収蔵し、損失のリスクから確実に守るとともに、調査研究によって資料の価値を高め未来へと継承する。
- 2 資料の展示、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）
博物館は、資料を系統的に展示し、デジタル化し、来場者のみならず広く情報を発信することにより、共感と共通理解を醸成するなど人びとと文化を共有する。
- 3 多世代への学びの提供（「育む」）
博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として、多世代の人びとへの学びの機会を提供し、現在と未来に生きる世代を育む。
- 4 社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）
博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、まちづくりや福祉、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者とつながりながら、社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に取り組むことにより、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。
- 5 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）
博物館は、博物館を取り巻く幅広い業務に従事する様々な専門的人材を確保するとともに、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより、その活動と経営を改善し、価値を最大化させる。

文化審議会「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」（2021年）より引用

このような新しい「博物館」に求められる役割・機能を果たし、好循環を形成していくためには、それぞれの館が自らの役割・機能を認識・確認しながら、その活動と経営を継続的に改善・向上し続ける必要があるとしている。

この改善・向上という点について、五月女氏は次のように述べている。「自分の館が展示や教育普及事業を行っていて、ふと、この方向で良いのか迷ったとき、いろいろな挑戦的な取組事例を知る、もしくは少し上段に構えた理念的な知識に触れることは、自分たちの立ち位置を客観的に知る、比較対象ができるという点で有効だと思います。」また、小川氏は次のように述べている。「同じような事例を見ることによって、同じように悩んでいる人がいて、『こんなふうに行っているのか』『自分たちのやっていることは、そんなに間違っていないな』ということを知るだけでも、次の運営の改善と発展につながっていくんだと思います。」

小川義和・五月女賢治『挑戦する博物館 今、博物館がオモシロイ!!』（2018年）より引用

3 本県における文化芸術の位置づけ

「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の中には、法改正を受けた新たな博物館の役割については言及されていない。よって、本県における文化芸術の位置づけについて「いわて県民計画2019～2028」の中から関連する部分を抜粋した。

第5章 政策推進の基本方向

2 10の政策分野の取組方向

(1) 健康・余暇

生涯を通じた心身の健康づくりを進め、地域の保健医療提供体制の充実や福祉コミュニティづくりなどにより、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もこころと体の健康を実感でき、また、文化芸術活動やスポーツ活動、学びの機会を充実することにより、余暇の充実を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

- ④ 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます—
ア 県民が日常的に文化芸術に触れることができるよう、文化イベントの鑑賞や発表の場の提供など、文化芸術に親しむ機会の提供を図ります。
イ 岩手県の多彩な魅力を伝えるため、岩手県ならではの文化について、県民が共有し、親しむ機会を提供するとともに、広く発信を行うなど、国内外からの関心の向上と交流の拡大につながる取組を推進します。

(3) 教育

学校教育の充実や国際交流、文化・スポーツ、産業など様々な分野での人づくりを進めることにより、将来を担う子どもたちの心豊かな学びや生きる力の高まりを実感でき、国内外や地域社会の様々な分野で活躍する人材が育っていると実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

- ⑧ 地域に貢献する人材を育てます
イ 地域で活躍する人材や全国・世界で活躍しながら岩手を岩手を支える人材を育成するため、地域の歴史や文化の探求、地域活動への積極的な参加により、ふるさとを愛し、社会に貢献する意識を醸成する教育を推進します。

第6章 新しい時代を切り拓くプロジェクト

9 文化・スポーツレガシープロジェクト

国は未来投資戦略などにおいて産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化、ブランド力向上などに向け、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創造する「稼ぐ文化」への展開を推進することとしています。

第7章 地域振興の展開方向

2 4広域振興圏の振興

- ・ 県央広域振興圏…歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます
- ・ 県南広域振興圏…文化芸術を生かした地域づくりを進めます
- ・ 沿岸広域振興圏…スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります
- ・ 県北広域振興圏…文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます

いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンより抜粋

「政策推進の基本方向」では、文化芸術に親しむ機会の提供や、国内外からの関心の向上と交流の拡大につながる取組を推進している。また、文化・スポーツ・産業など様々な分野での人づくりや、地域に貢献する人材の育成も推進している。

「新しい時代を切り拓くプロジェクト」では文化芸術資源の活用を通じた地域活性化や文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創造する展開を推進している。

「地域振興の展開」では、4つの広域振興局ごとに地域の特性を踏まえた各圏域が目指す姿が示されている。

このように、本県においても、博物館法の改正と同じように文化芸術を生かした地域づくりや地域の活性化が求められている。

4 アンケート調査について

(1) 「博物館等施設」に関するアンケート調査

本調査は約70年ぶりとなる博物館法の改正に伴い、博物館を取り巻く環境や行政の在り方が世の中で様々問われている中「博物館」の地域における社会教育的役割について、岩手の博物館等施設の現状と課題を探ることを目的としてアンケート調査を行い、回答をまとめたものである。

ア 調査の概要

(ア) 調査方法

県立施設及び県内各市町村で生涯学習・社会教育を主管する部局に調査票を送付し、Eメールにより回答を得る。

(イ) 調査対象

令和5年度社会教育基本調査時の博物館等（登録・相当・類似）施設 109施設

(ウ) 調査期間

令和6年10月4日（金）～10月28日（月）

(エ) アンケート調査回収結果

回収数104施設（本館と分館をまとめて回答…1施設／無回答…4施設）

※各グラフの（n＝）は質問に対する回答施設数を示す。

※自由記述について、具体的施設等の名称は省略する。また、同内容と考えられる複数回答については、趣旨を損なわない範囲で要約し記載する。

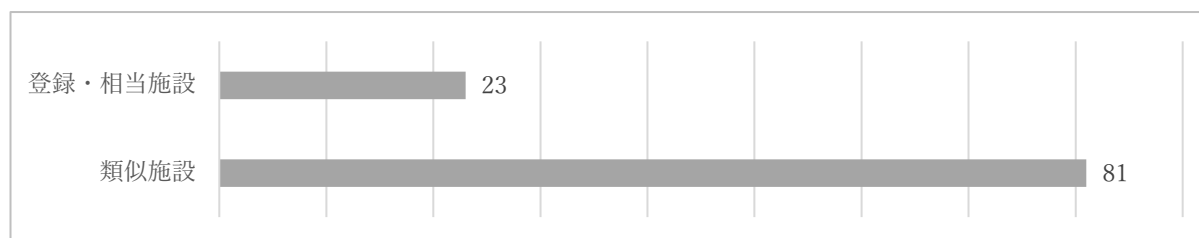
※結果数値（％）は、小数第2位を四捨五入して小数第1位で表示している。

イ 調査結果の分析

調査票を集計した結果は以下の通りである。

(ア) 登録について

[グラフ1] 施設区分（n＝104）

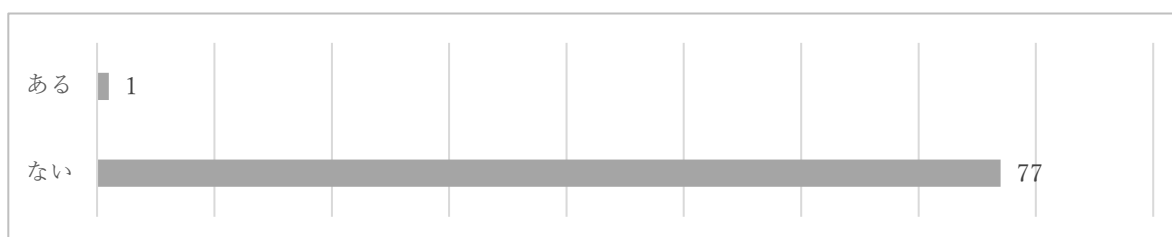


研究の概要で述べた通り、全国の登録施設は911館、相当施設は394館、類似施設は4,466館となっており、この傾向と同じように、岩手県においても約8割が類似施設となっている。

[グラフ2] (相当施設に対し)登録博物館として申請する予定はあるか
(n = 2 ※無回答1)



[グラフ3] (類似施設に対し)登録博物館及び博物館相当施設として申請する予定はあるか (n = 78)



相当施設・類似施設のほとんどが、登録の申請について予定は「ない」と答えている。

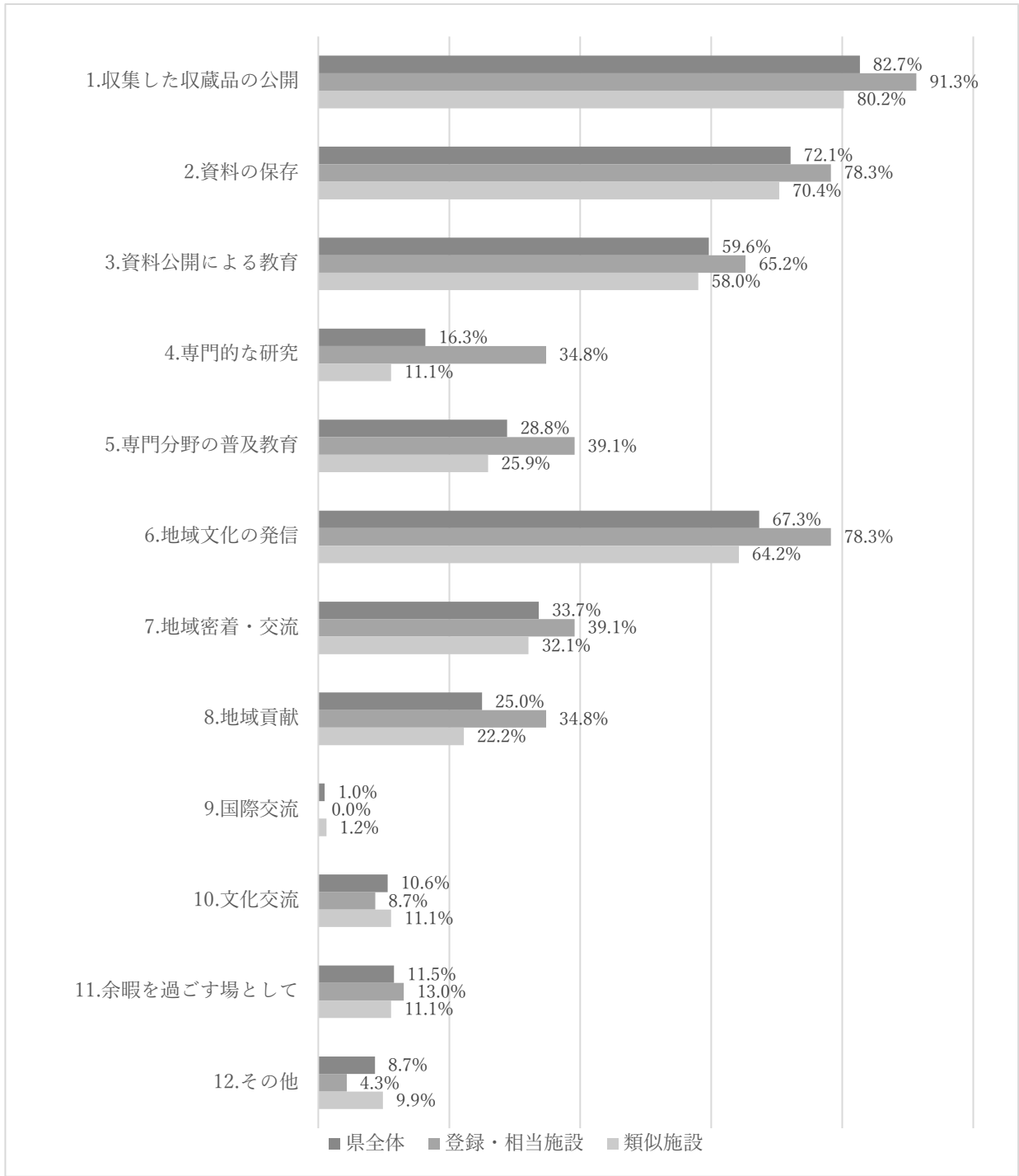
以下、登録を申請しない理由の記述をまとめたもの。

【登録を申請しない主な理由】

登録要件を満たしていないため(16)／学芸員をはじめ、複数の職員の配置が難しい(13)／新設あるいは文教施設の集約の計画があるから(6)／メリットがない(6)／現状で問題ない(4)／内部整理が進んでいない(2)／観光文化施設としての役割や利用率が高いため(2)／行政上の区分・建付けによる／設置者（自治体）と指定管理団体の関係性等

(イ) 施設の活動について

[グラフ4] 施設の活動目的で特に重視していることは何か (n = 104 複数回答)



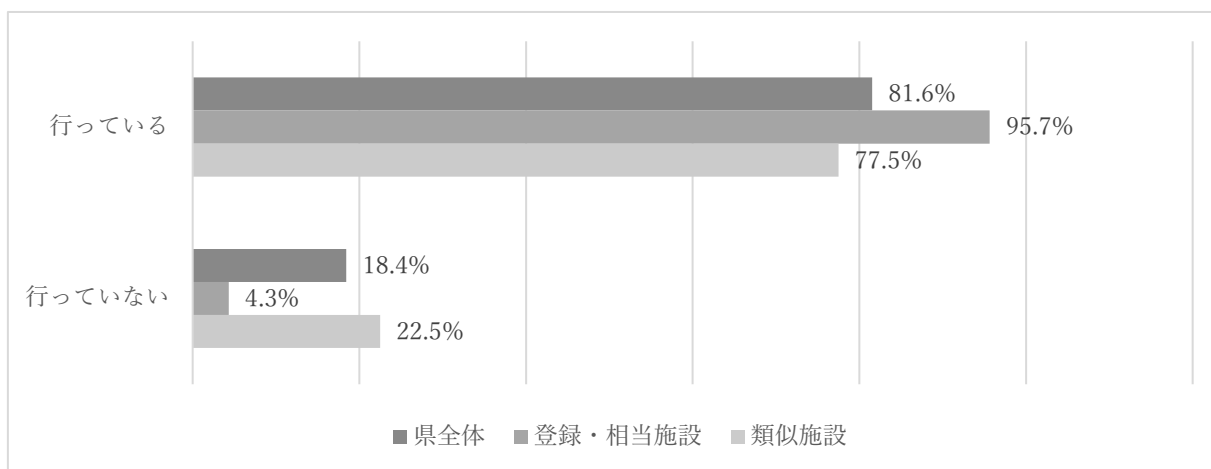
博物館の基本的役割である「1.収集した収蔵品の公開」「2.資料の保存」「3.資料公開による教育」の割合が高い。

一方向的な「6.地域文化の発信」の割合は高いが、双方向的な「7.地域密着・交流」や「8.地域貢献」の割合は約3割に留まっている。

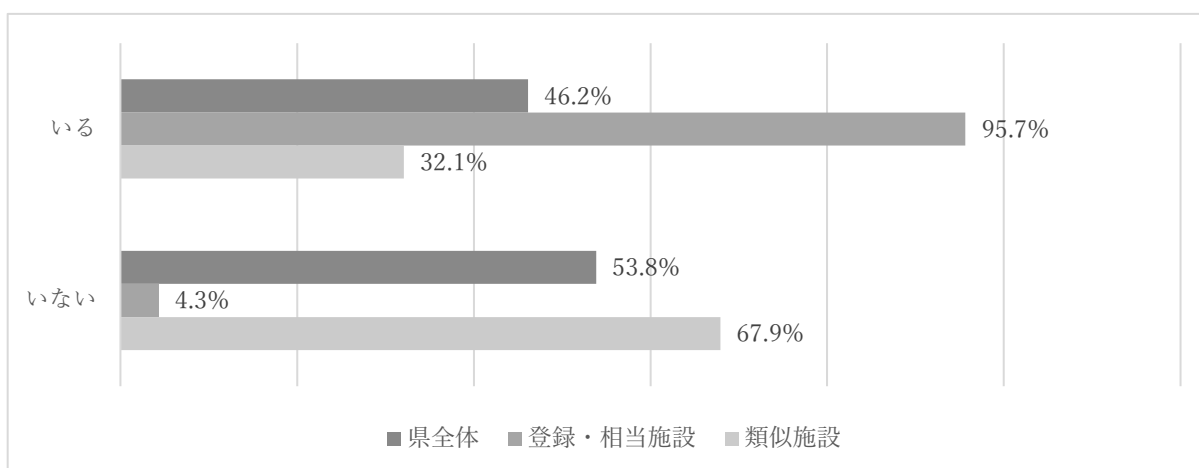
「9.国際交流」の割合が全体の中でも極めて低く、登録・相当施設においては0%である。

(ウ) 教育活動について

[グラフ5] 教育活動を行っているか (n = 103)



[グラフ6] 施設に学芸員が一人でもいるか (n = 104 R5年度社会教育基本調査より)

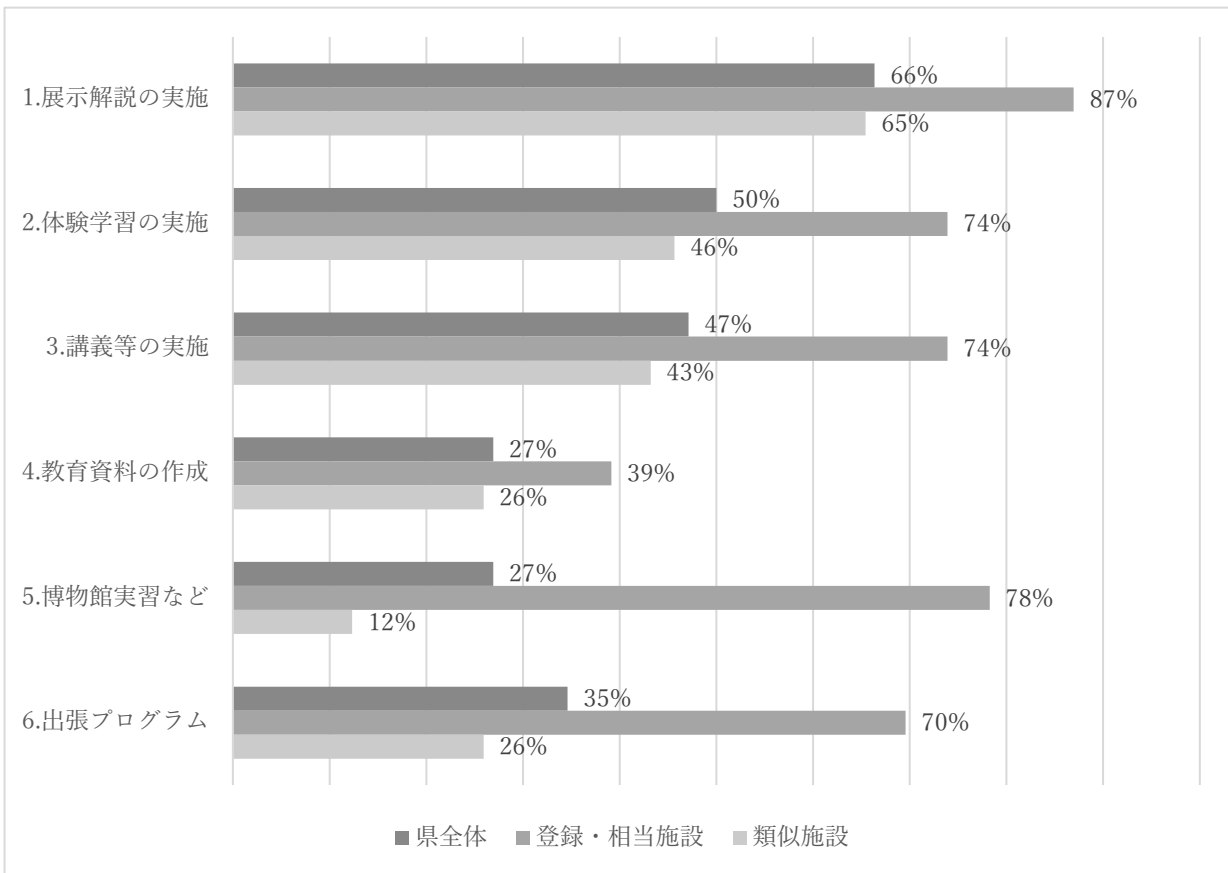


社会教育施設として大切な役割である教育活動を行っていると答えた施設が全体の約8割である [グラフ5]。登録・相当施設ではその割合が95.7%と高く、学芸員がいる施設数の割合と一致する [グラフ6]。

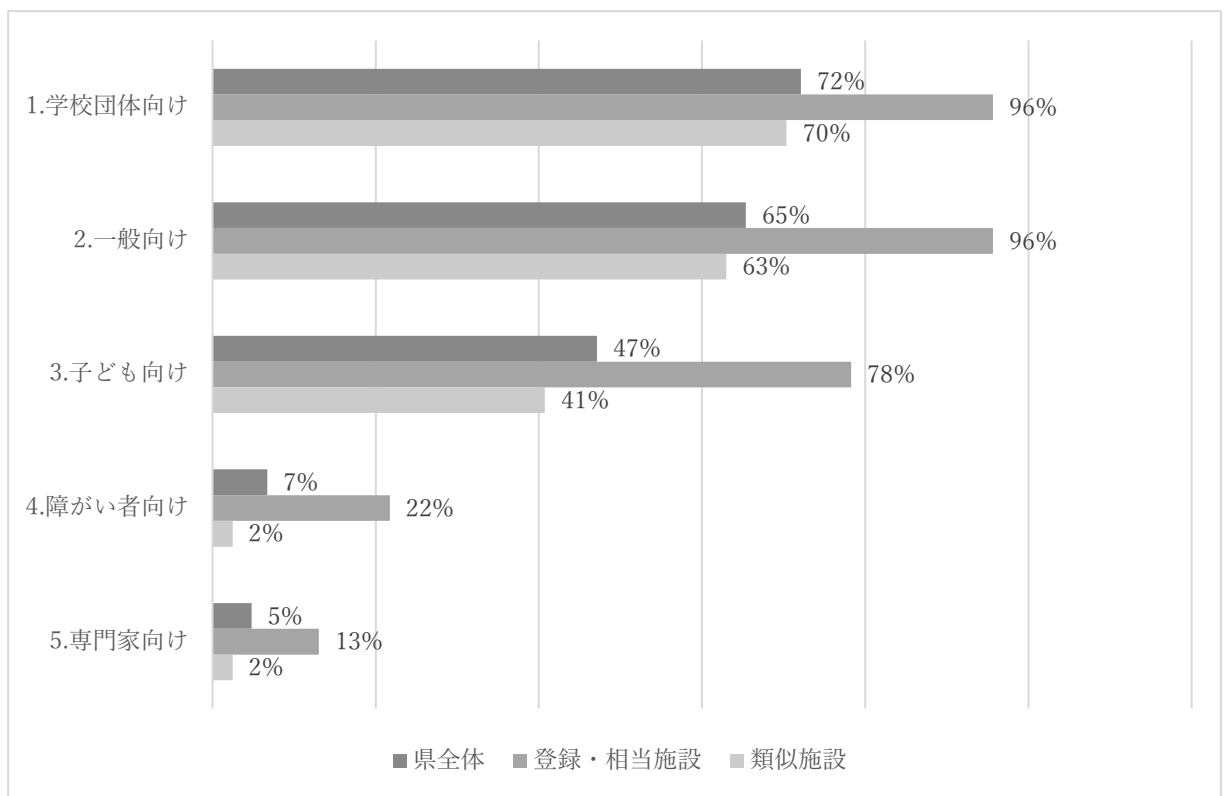
類似施設については、学芸員がいる施設の割合は32.1%であるが [グラフ6]、教育活動を行っていると答えた施設の割合は77.5%と高くなっている [グラフ5]。

教育活動を行っていないと回答した施設の主な理由としては、「人的体制が整っていない(8)」「時間や日程に余裕がない(2)」等があげられている。

[グラフ7] 行っている教育活動で、あてはまるものはどれか (n = 104 複数回答)



[グラフ8] 教育活動の対象で、あてはまるものはどれか (n = 104 複数回答)



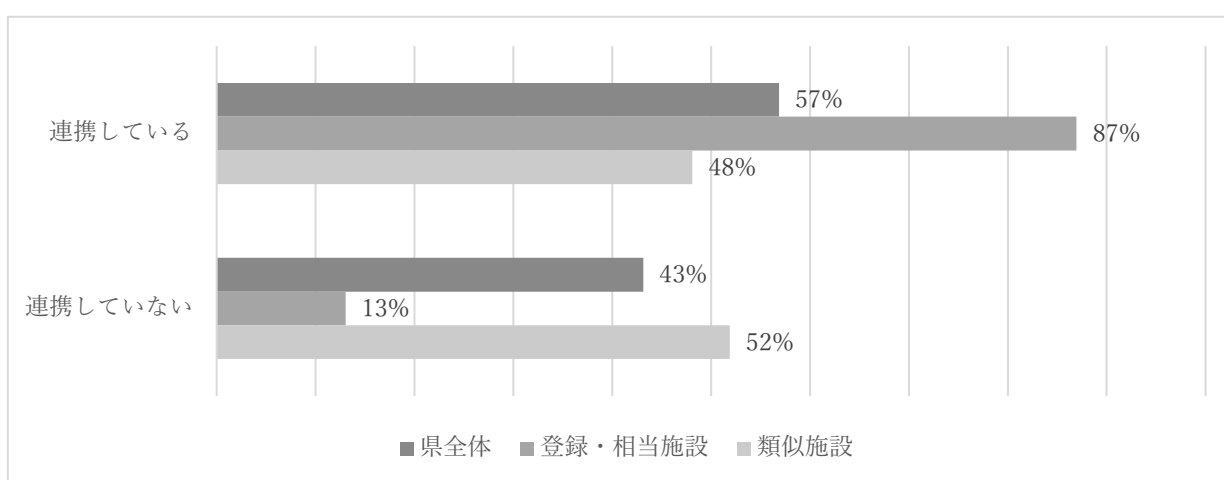
行っている教育活動では「1. 展示解説の実施」「2. 体験学習の実施」「3. 講義等の実施」を約5割以上の施設で実施している。

行っている教育活動のすべての項目において、登録・相当施設の割合が高い。

教育活動の対象は、学校教育支援としての「1. 学校団体向け」と地域住民への教育支援としての「2. 一般団体向け」の、どちらも高い割合であるが、「4. 障がい者向け」と「5. 専門家向け」の県全体の割合は1割以下と非常に低くなっている。また、すべての項目において、登録・相当施設の割合が高い。

(エ) 博物館同士の連携について

[グラフ9] 他の博物館と連携しているか (n = 102)



【連携の主な内容】

企画展・研修会等の共同開催(25)／資料の貸借(17)／情報の共有・提供(13)／共通入場券・スタンプラリー(10)／講座・講演会の講師派遣(9)等

【連携していない主な理由】

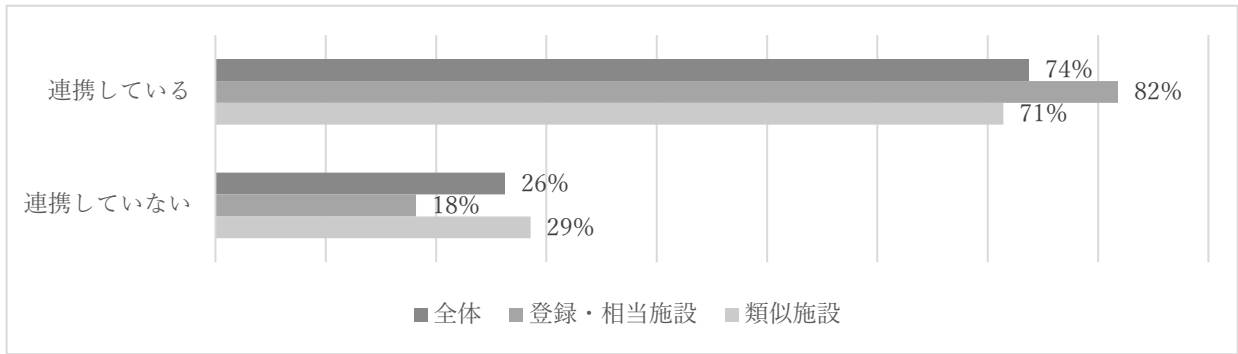
常駐する職員や専従職員がいない(6)／効果が期待できない(5)／連携して取り組める事業がない(4)／連携する機会がない(2)／時間に余裕がない(2)／どう連携していいかわからない(1)

「他の博物館と連携している」割合は登録・指定施設で約9割、類似施設で約5割と差が大きい。連携の主な内容としては「企画展・研修会等の共同開催」が多い。

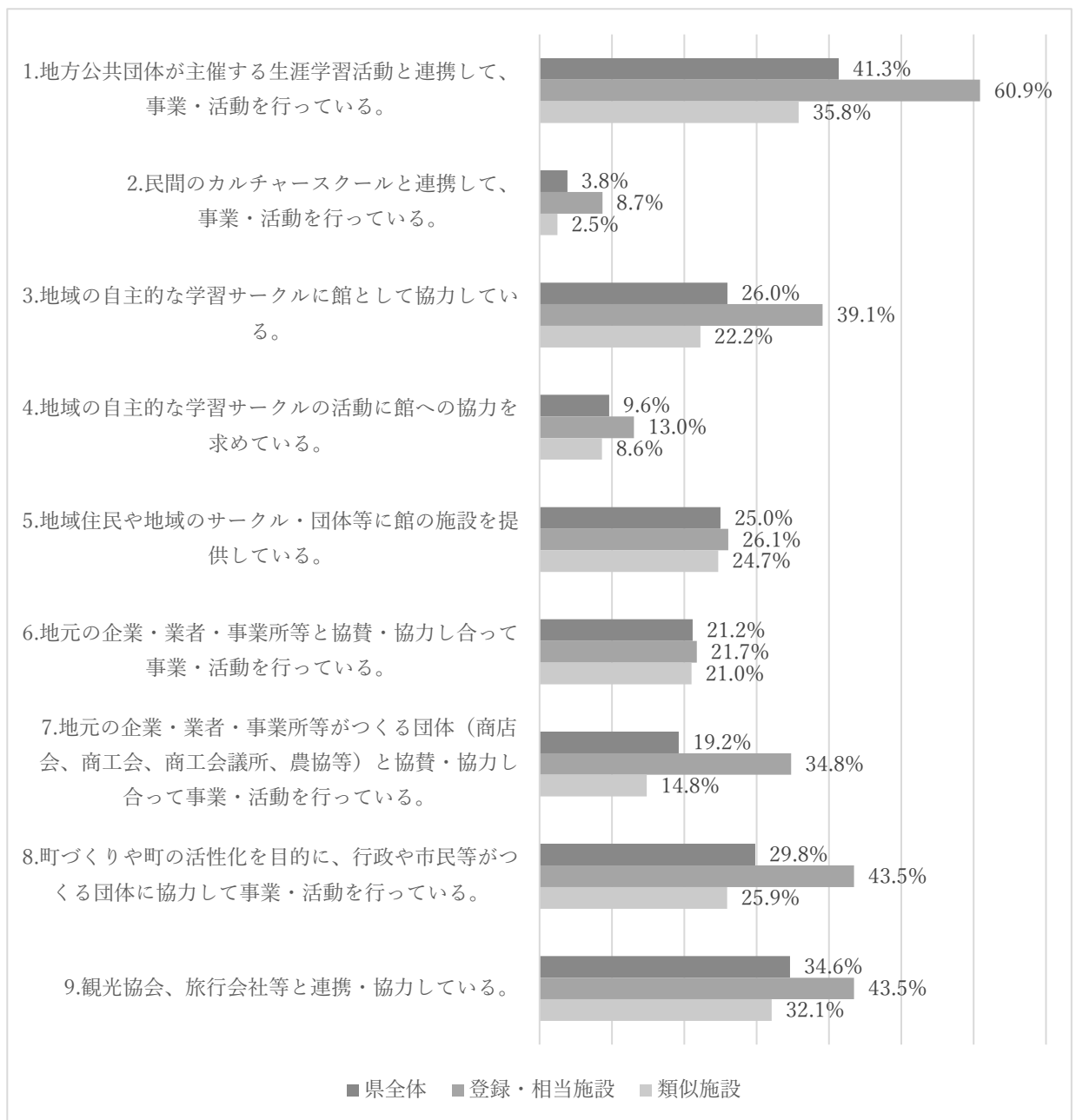
連携していない主な理由は、「常駐する職員や専従職員がいない」「効果が期待できない」が多い。

(オ) 地域との連携について

[グラフ10] 地域と連携しているか (n = 102)



[グラフ11] 連携先であてはまる場所はどこか (n = 104 複数回答)



地域と「連携している」と答えた施設は県全体で7割を超え、登録・相当施設と類似施設の間で大きな差はないが、連携先については、「1.地方公共団体が主催する生涯学習活動との連携」「3.地域の自主的な学習サークルに館として協力」「7.地元の企業・業者・事業所等がつくる団体との連携」「8.町づくりや町の活性化を目的とした行政や市民等がつくる団体との連携」に大きな差が見られ、登録・相当施設の割合が高い。

連携していない施設の主な理由の記述には「人的体制が整っていない」が圧倒的に多い。

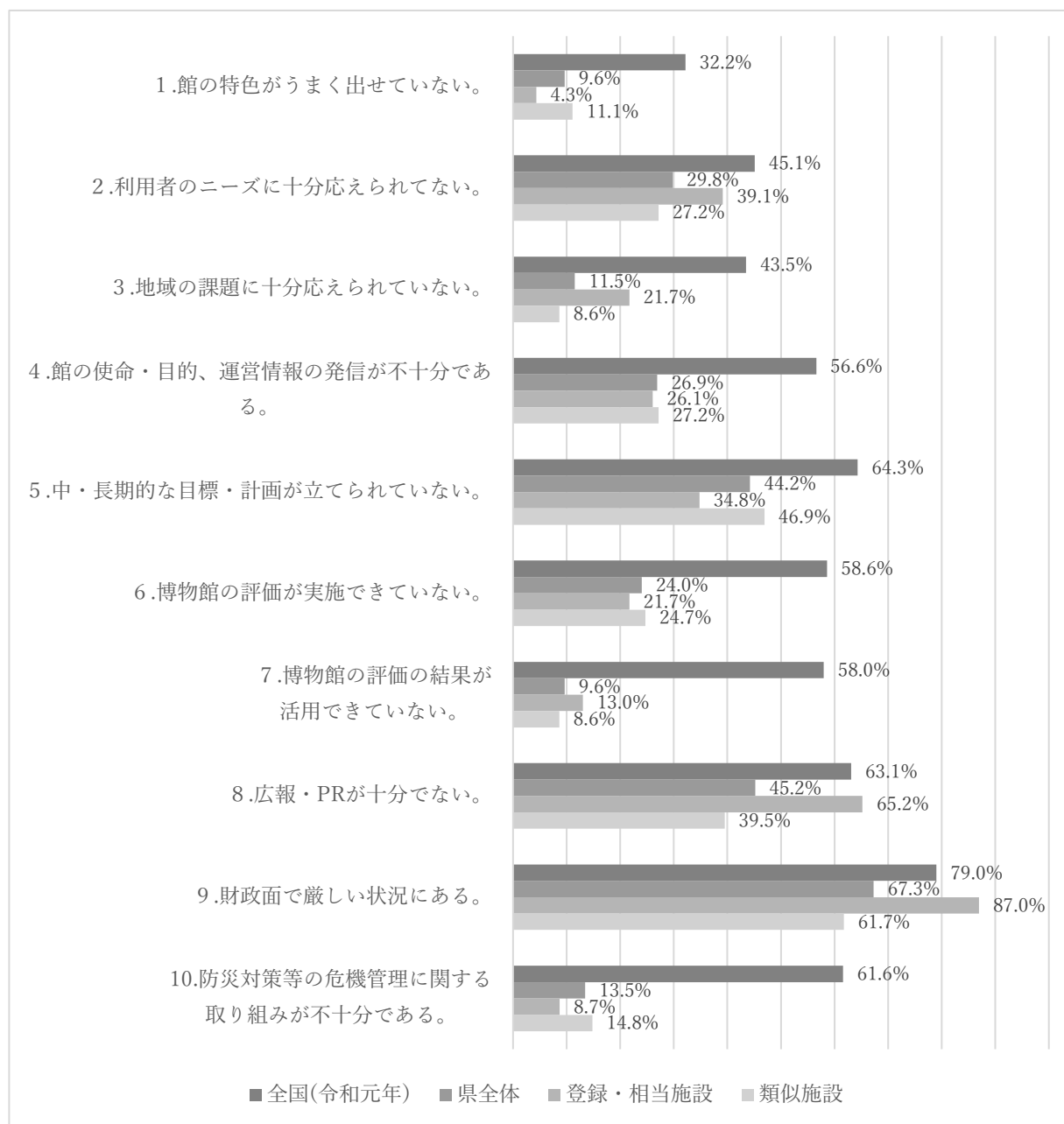
(カ) 施設の問題・課題について

以下 [グラフ12] ~ [グラフ18] に掲載した「全国（令和元年）」は、日本博物館協会の調査結果である。

日本博物館協会（日博協）では、昭和49（1974）年以来、全国の博物館を対象に博物館の管理運営全般について総合的な調査を行っている。その結果を報告書としてまとめ、我が国の博物館全体の概況を示すとともに、博物館が抱える問題点や課題を明らかにしてきた。令和元年に行われた調査では、4,178の施設に依頼し、回答のあった2,314の施設の結果がまとめられ、「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」として令和2年9月に発表された。回答率は全体の55.4%であり、同種の社会調査の中でも回答率が高く、信ぴょう性がある。

本研究で各施設に行ったアンケート調査の項目のうち「施設の問題・課題」については日博協のものと同じ内容にし、全国の動向と比較を行った。ただし、日博協の調査では4件法「すごくあてはまる／まああてはまる／あまりあてはまらない／まったくあてはまらない」のうち、肯定的回答「すごくあてはまる／まああてはまる」を合わせた割合となっているため、数値が高く出ている。本調査においては、明確に当てはまるものを複数選択し、回答しているため、全国と比較すると数値が低く出ている。よって、日博協の結果はあくまで参考データとして取り扱うこととする。なお、令和元年との比較は時間のずれがあるが、調査項目の内容が一致するため比較は可能であると判断した。

[グラフ12] 「経営・運営」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)

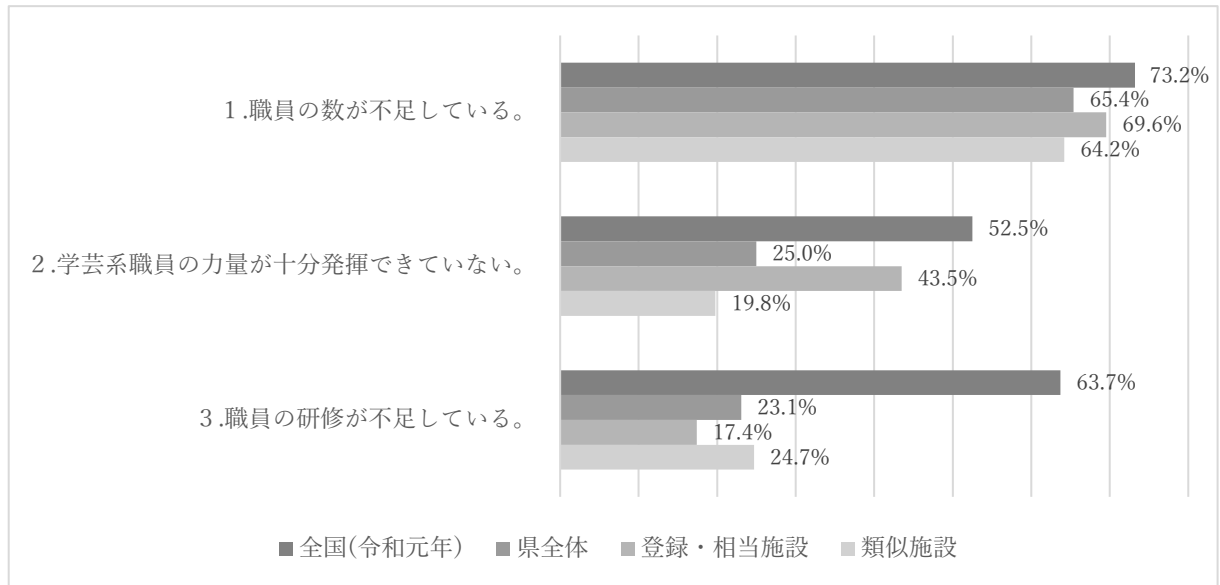


「9.財政面で厳しい状況にある」は全国で最も高い割合であるが、本県においても同様である。

「1.館の特色がうまく出せていない」「3.地域の課題に十分応えられていない」「7.博物館の評価の結果が活用できていない」についてはかなり低い割合で、1桁台も見られる。

「10.防災対策等の危機管理に関する取組は不十分である」についても低い割合であり、震災の経験を踏まえていることが窺われる。

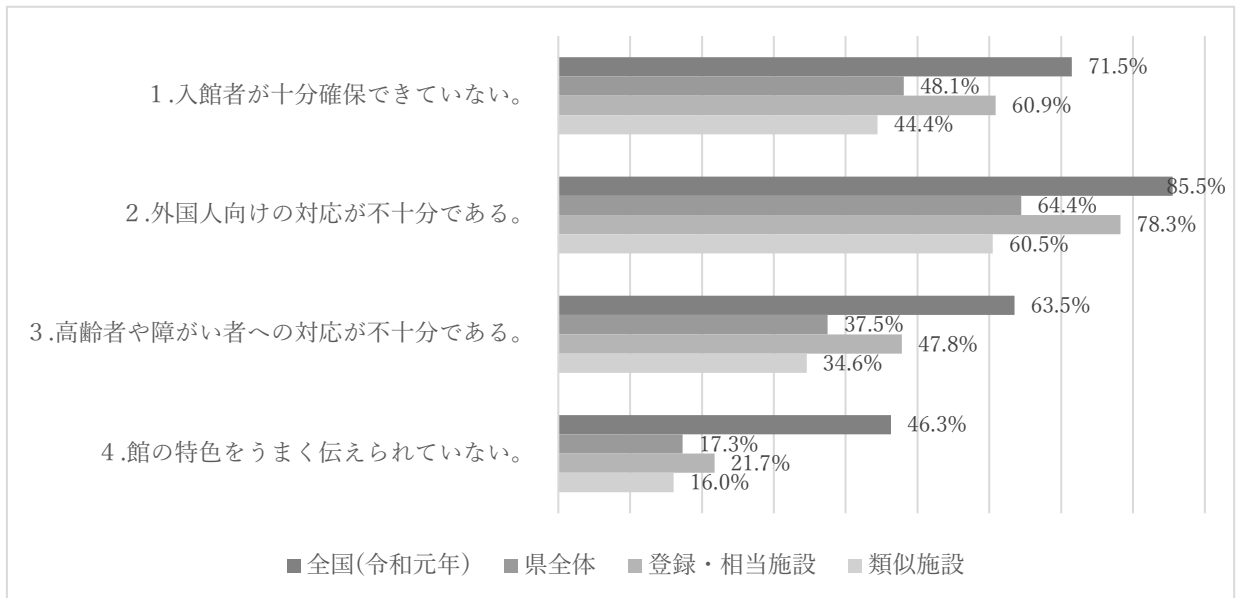
[グラフ13] 「組織体制」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)



「1. 職員の数が不足している」について、全国の傾向と同様に高い割合であり、登録・相当施設と類似施設に大きな差はないが、「2. 学芸系職員の力量が十分に発揮できていない」では登録・相当施設の割合が高い。

「3. 職員の研修が不足している」は県全体で低い割合であり、全国との差が大きい。

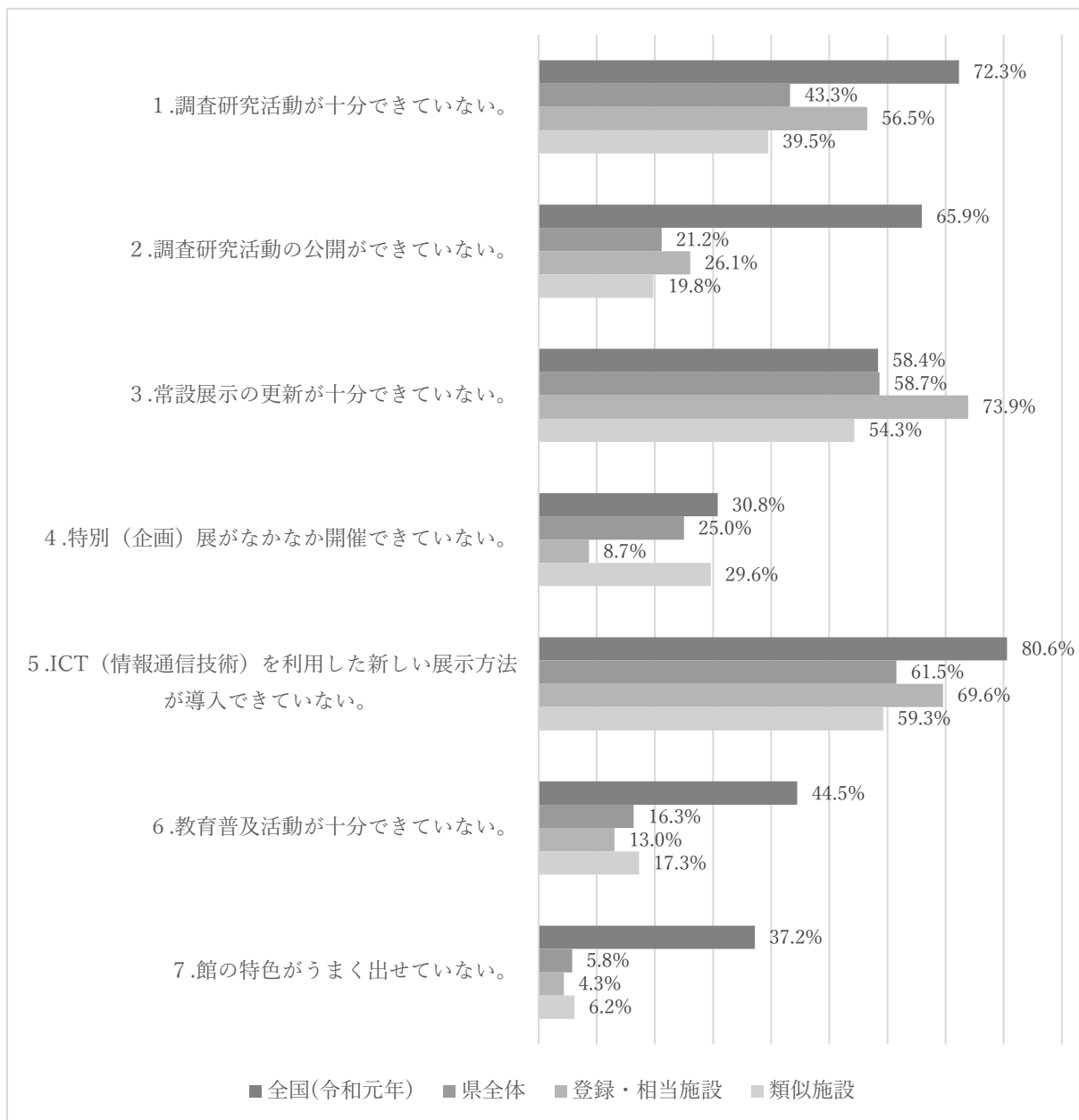
[グラフ14] 「利用者」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)



「2. 外国人向けの対応が不十分である」の割合が高い。

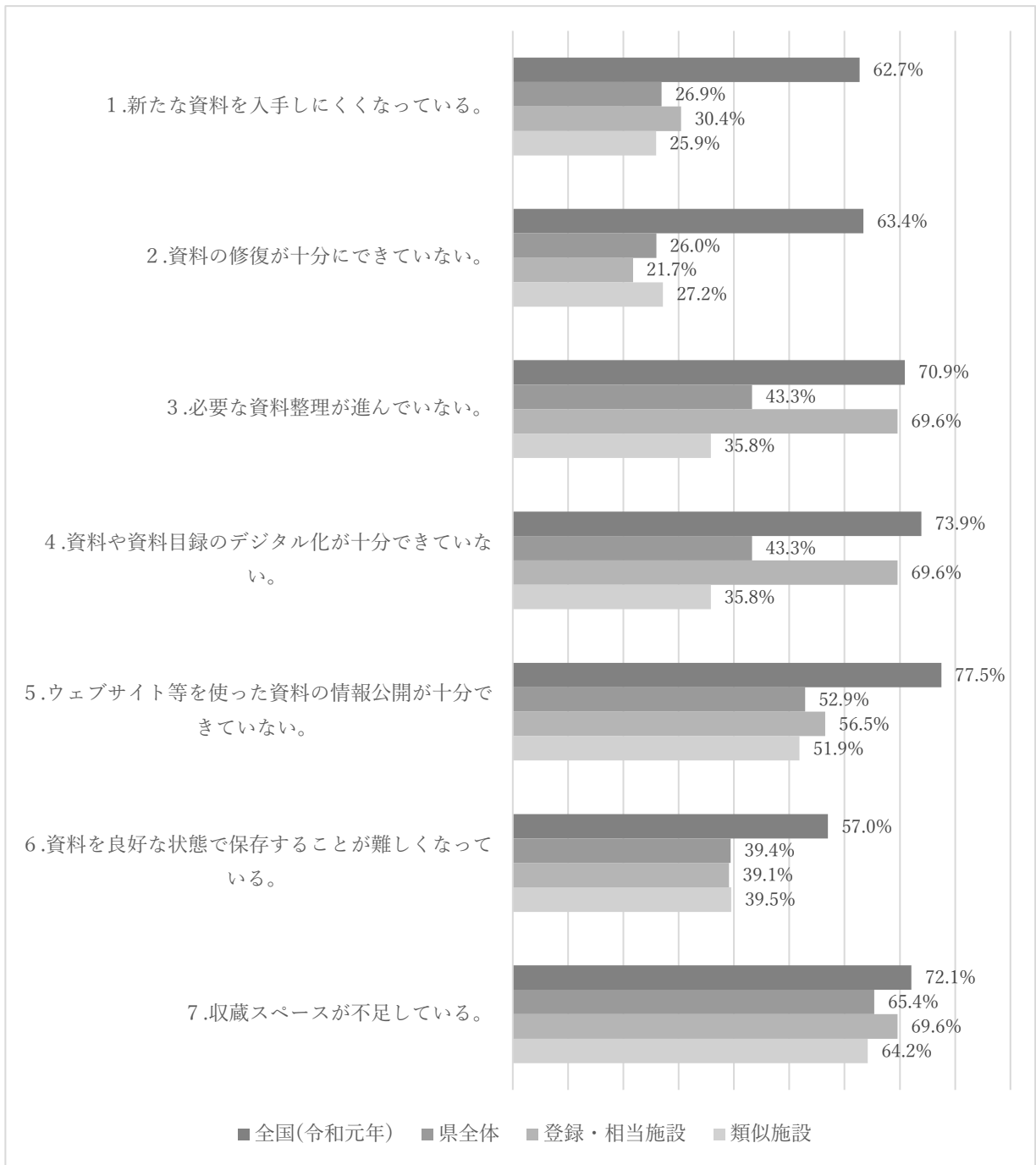
「4. 館の特色をうまく伝えられていない」は2割程度の低い割合である。

[グラフ15] 「事業」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)



「3.常設展の更新が十分できていない」「5.ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない」は全国と同様に高い割合であるが、「6.教育普及活動が十分できていない」「7.館の特色がうまく出せていない」についてはかなり低い割合である。

[グラフ16] 「資料」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)

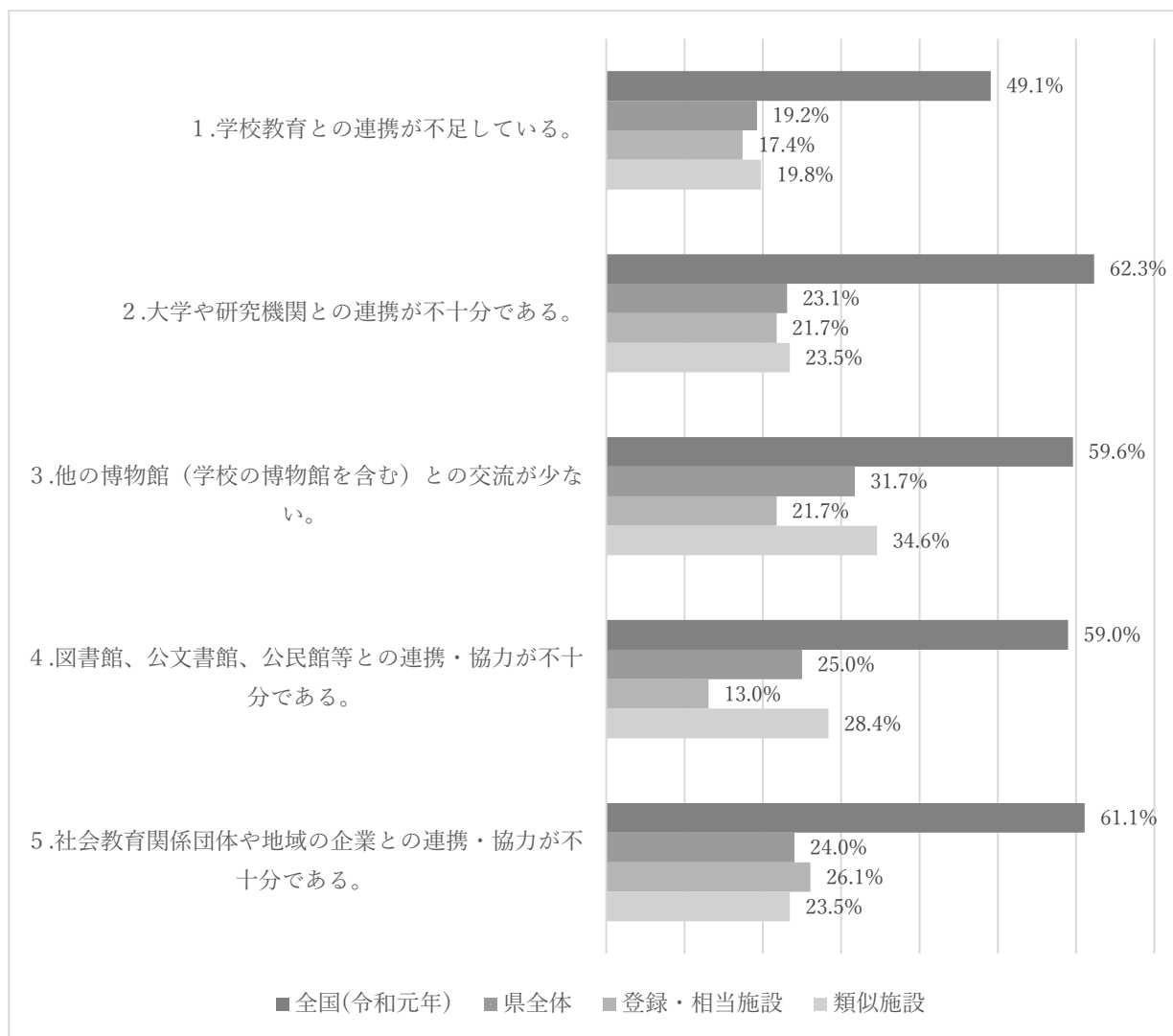


「3. 必要な資料整理が進んでいない」「4. 資料や資料目録のデジタル化が十分にできていない」の割合について、登録・相当施設がかなり高く、類似施設との差が大きい。

「5. ウェブサイト等を使った資料の情報公開が十分にできていない」については、登録・相当施設と類似施設の差がなく、どちらも5割以上である。

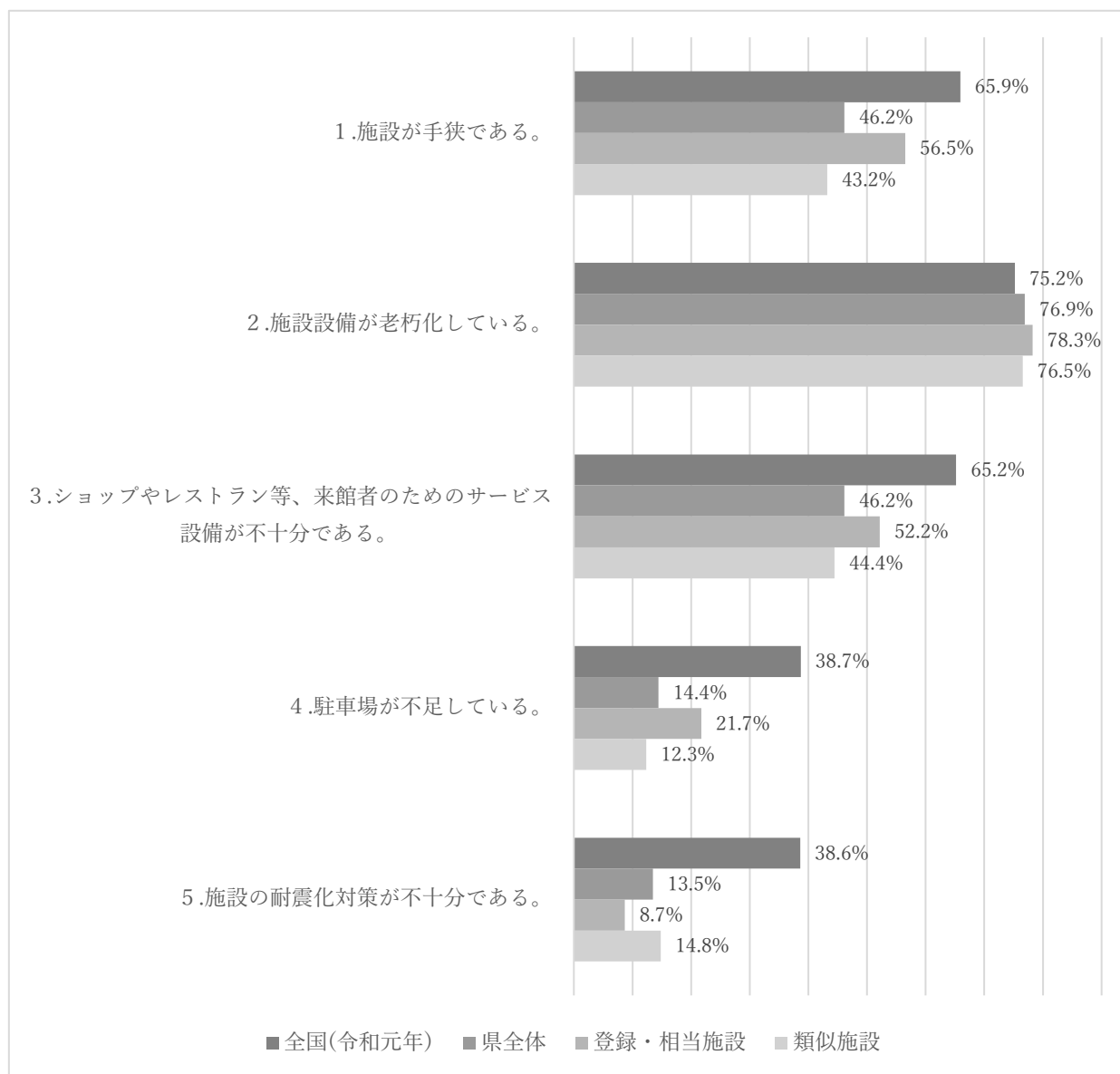
「7. 収蔵スペースが不足している」については全国と同様に高く、ほぼ同じ割合である。

[グラフ17] 「連携・協力」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)



全体的に低い割合であるが「3.他の博物館（学校の博物館を含む）との交流が少ない」「4.図書館、公文書館、公民館等との連携・協力が不十分である」については、類似施設の割合が高く、登録・相当施設との差がみられる。

[グラフ18] 「施設設備」に関してあてはまるものはどれか(n = 104 複数回答)



「2.施設設備が老朽化している」については、全国と同様にかなり高い割合である。

「5.施設の耐震化対策が不十分である」についてはかなり低い割合である。

(2) アンケートのまとめ

今回の調査で着目した点は2つある。1点目は、各施設が博物館として基本的な社会教育的役割をどれくらい果たしているか、また、その際にどのような問題・課題を抱えているかということ、2点目は博物館に新しく求められている役割（地域の課題解決や地域の活性化等）につながるような地域との連携が、どれくらい行われているかということである。

1点目：各施設の問題・課題に対する努力と工夫について

施設の問題・課題について調査した7つの質問の中で、「経営・運営」「利用者」「事業」の3つに共通している項目「館の特色がうまく出せていない」に対し、すべて低い割合の回答であった。つまり、各施設の特色が出せているということである。また、8割以上の施設が教育活動を行っており、6割以上の施設がその対象を学校向けだけでなく、一般向けにも行っている。一方で、施設の問題・課題の質問「組織運営」の項目で、6割以上の施設が「職員の数が不足している」と回答している。各質問に対する記述の中にも「人的体制が整っていない」との回答が多くあった。さらに、「財政が厳しい状況である」「施設設備が老朽化している」の項目でも高い割合が見られた。

これらのことから、人手不足や財政難、さらには施設設備の老朽化が進む中で、施設の特色を出し、教育活動にも力を入れているということが読み取れる。そこには、各施設の努力と工夫があることが予想される。その点について今後の調査で明らかにしていきたい。

2点目：地域との連携について

「地域と連携しているか」という質問に対し、7割以上が「連携している」と回答しており、その連携先も多岐にわたっている。しかし、「施設の活動目的で特に重視していることは何か」という質問項目にある「地域文化の発信」の割合は高いが、「地域密着・交流」や「地域貢献」の割合は低い。これらのことから、一方向的な連携は多いが、双方向的な連携は少ないということが読み取れる。

今、博物館に新しく求められている社会教育的役割を果たすためには、双方向的な連携も含め様々な方策が必要であると考えられる。1点目で触れた「館の特色を出せている」ことの内容を分析し、地域課題解決のためのより良い連携のあり方を探っていきたい。また、双方向的な連携に取り組んでいる施設について、先進事例として調査を進めていきたい。

☆ 2年次の研究について

1年次の研究では、博物館という施設の歴史的背景やその定義、関連する法律、そして博物館に求められている役割について、文献や資料を通じて整理することができた。また、県内の博物館等施設を対象にアンケート調査を実施し、各施設の取組の実態や、抱えている問題・課題を把握することができた。

これらの成果を踏まえ、博物館の地域における社会教育的役割を探るための視点として、以下の2点を導き出した。

視点1 基本的な社会教育的役割

博物館は、地域の文化を継承し、住民の学びを支える社会教育的役割を、どのような活動を通じて果たしているか。

○基本的な役割

資料の収集・保管・展示、調査研究、普及活動などは、地域に根差した知の蓄積と共有を担う、社会教育的役割の中核をなす。

○基本的な役割を支える方法（改正博物館法において新たに示された内容）

- ・ デジタル・アーカイブの作成と公開
- ・ 博物館相互の連携協力
- ・ 各種団体や施設との連携協力

視点2 新たな社会教育的役割

地域に開かれた活動を通じて、地域の活力向上にどのように寄与しているか。

2年次の研究では、これら2つの視点を踏まえ、各博物館を訪問して取組について聞き取りを行った。その対象は、文献や1年次に実施したアンケート調査の結果をもとに、市町村が運営する施設の中から中心事例を選定した。

県外の事例では、文献で頻繁に取り上げられ、長年にわたる市民参加型の活動や福祉分野との連携など、地域協働の多様な実践が見られた大阪市立自然史博物館と昭和日常博物館（北名古屋市歴史民俗資料館）を中心事例として取り上げた。

県内の事例では複数の博物館を訪問し、その中でも従来 of 博物館活動を深めながら地域との協働に特徴的な取組が見られた北上市立博物館と遠野市立博物館を中心事例として取り上げた。

これらの館では、基本的な社会教育的役割と新たな社会教育的役割が相互に影響し合う実践が進められており、改正博物館法が示す方向性と、博物館の活動における創意工夫が結びつく事例として紹介する。

〈中心事例〉

大阪市立自然史博物館

市民参加型の活動を長年継続しており、特に友の会がNPO法人化した仕組みは、協働による学びのモデルとして注目される。

昭和日常博物館（北名古屋市歴史民俗資料館）

生活文化の継承を地域住民とともに進める取組に加え、回想法を取り入れ福祉分野と連携している点が特徴であり、社会教育と福祉の接点を示す事例である。

北上市立博物館

岩手県内陸部で初の総合博物館として創立され、50周年を迎えた歴史を持つ。長期にわたり地域に受け入れられてきた背景には、市民協働や学びの場づくりを重ねてきた取組がある。

遠野市立博物館

昭和55年（1980）に、日本で最初の民俗専門博物館として開館した歴史を持つ。民俗文化を軸にした活動に加え、近年はSNSでの情報発信が広く注目されており、地域との新しい接点を生み出している。

〈広域的な事例〉

岩手県立博物館

地域における社会教育的役割を考える際、市町村が運営する施設だけでなく、県立館の広域的な機能も視野に入れることで、博物館法改正後に展開される国の施策と地域で実際に行われている教育・文化活動のつながりを示すことができる。1年次の研究では、文化庁が法改正後の施策として開始した博物館機能支援事業（イノベートミュージアム事業）に触れ、その継続性や小規模館への波及を課題として指摘した。本稿では、こうした背景を踏まえ、岩手県立博物館がこの事業を活用して進めるデジタル化の取組を紹介する。

本研究では、事例調査によって明らかになった各館の特徴的な取組に焦点を当てて紹介する。なお、本事例調査は主として聴き取りに基づくものであるため、各事業の詳細を網羅的に把握するには限界がある。そのため、筆者の研究視点から特に特徴的と考えられる取組を重点的に取り上げるものであり、すべての事業を克明に記述するものではない。ここで取り上げるのは中心事例4館（大阪市立自然史博物館・昭和日常博物館・北上市立博物館・遠野市立博物館）と広域的な事例1館（岩手県立博物館）であるが、その他の参考事例については〔巻末資料Ⅳ〕に概要を示す。

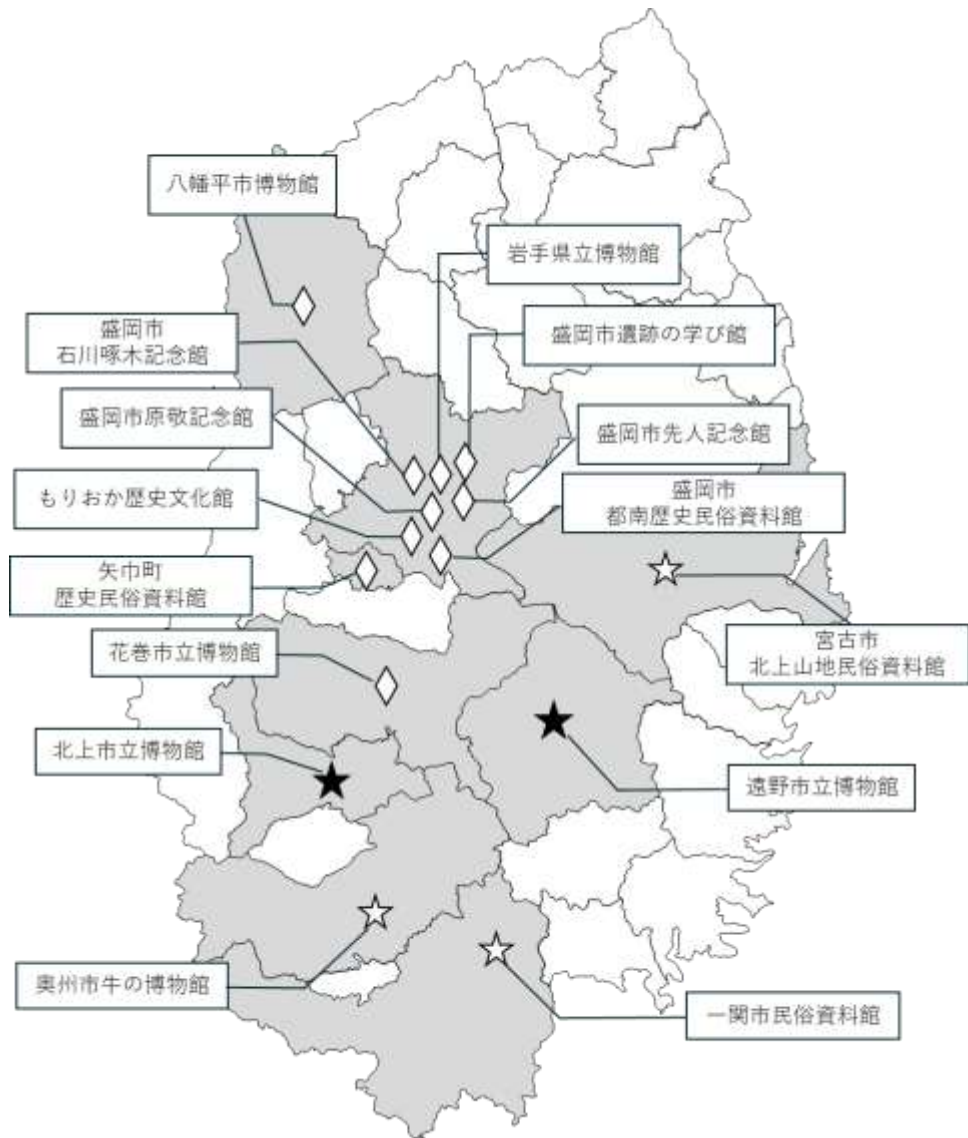


図2：★県内事例 ☆参考事例 ◇参考訪問

5 各博物館の取組事例

(1) 大阪市立自然史博物館

令和7年3月16日に訪問し、現地での聴き取りを行った。あわせて、提供された年報および関連文献、公式ウェブサイトの情報を参照した。さらに、後日メールによる確認で情報を補足し、以下の内容を把握した。

ア 施設の概要

- ・所在地：大阪市東住吉区长居公園1番23号
- ・所管：大阪市
- ・区分：登録博物館
- ・施設運営：地方独立行政法人 大阪市博物館機構³
- ・敷地面積：6,743.68m²
- ・建築面積：4,392.67m²
- ・博物館事業費：100,621千円（令和5年度）
（人件費・施設管理費含まず）
- ・展示構成：第1展示室「身近な自然」
第2展示室「地球と生命の歴史」
第3展示室「生命の進化」
第4展示室「自然のめぐみ」
第5展示室「生き物のくらし」
ネイチャースクエア「大阪の自然誌」
- ・入館者数：令和4年度 361,265人
令和5年度 687,524人
令和6年度 369,413人
- ・職員数：23名（事務職9名 学芸職14名）※令和6年4月1日現在
- ・開館：昭和25年
- ・併設施設：花と緑と自然の情報センター



〈設立経緯と設置目的〉

大阪市立自然史博物館は、昭和25年に大阪市立自然科学博物館として設立され、市立美術館に間借りした形で活動を開始した。当初は館長と嘱託学芸員1名のみであったが、館長は動物園時代の標本同好会を博物館行事として発展させ、近在のアマチュア専門家たちを巻き込みながら館運営を推進した。この流れで昭和30年に大阪市立自然科学博物館後援会が発足し、その協力の基で館長が目指す「社会教育的な科学普及事業」の推進に献身的な役割を果たした。

³ 地方独立行政法人 大阪市博物館機構…地方自治体として初めて博物館を地方独立行政法人として運営し、美術、自然、陶磁器、科学、歴史、現代美術といった異なる分野の施設を一体管理している。

●大阪市立美術館 ●大阪市立自然史博物館 ●大阪市立東洋陶磁美術館
●大阪市立科学館 ●大阪歴史博物館 ●大阪中之島美術館

昭和33年に旧小学校校舎を獲得して自立した博物館としての態勢が整い、動物・地学・昆虫・植物・普及の5分野の学芸員を採用した。これに伴い、大阪市立自然科学博物館後援会は大阪自然科学研究会に名称を変更し、市民への自然科学普及を軸に活動を展開した。同会は小中学生から専門家まで幅広い層を対象とし、学芸員の支援によるサークル活動を通じて自然愛好の輪を広げ、コレクションも増加した。しかし、旧校舎は老朽化し、収蔵機能は不十分であった。

昭和49年、市民の強い要望と学界の支援を受け、現在の長居公園に新博物館が開館し、名称を大阪市立自然史博物館に改めた。この機会に、大阪自然科学研究会も「大阪市立自然史博物館友の会」と名称変更し現在に至っている。平成13年には友の会を母体として特定非営利活動法人大阪自然史センターが設立され、博物館事業を支える幅広い活動を展開している。

このように、市民とともに歩んできた歴史を背景に、同館は現在、次のような使命を掲げて活動を続けている。

文明社会が地球環境に大きな影響を及ぼす現代において、「人と自然が共存する持続可能な社会」への転換には、自然と人の営みに関する深い理解が欠かせない。そのため、自然史博物館が社会に果たすべき役割は非常に大きいと考えられる。そこで、博物館の役割を「ワクワクやドキドキに出会い、大阪の自然をともに大切にしていくなりの学び舎」であり、「市民と協働して過去の遺産を現在に活かし、未来につなげる」ものとして位置付けた。さらに、博物館単独では実現できない究極の目標として「自然の探求と、人と自然が共存する豊かな社会の実現を図る人材の育成」を掲げ、その実現に向けて次の5つの使命を明示している。

1. 博物館が自然の情報拠点として機能すること
2. 社会教育施設として好奇心を刺激し、学びを支援すること
3. 幅広い市民参画と市民連携
4. 文化学術機関との連携
5. よりよいマネジメントの確立

イ 実施事業

(ア) 令和5年度事業

- 調査研究事業
- 資料収集保管事業
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会期
常設展示	本館常設展	通年
特別展	「毒」	2023/3/18～5/28
特別展	「恐竜博2023」	2023/7/7～9/24
特別展	「自然史のイラストレーション」	2024/2/23～5/26
テーマ展示	「絶滅危惧種東南アジアの霊長類」	2023/3/11～5/12

テーマ展示	「長居植物園のMAKINO博」	2023/4/3～12/27
ミニ展示	「道頓堀川のニホンウナギ」	2023/1/23～4/9
ミニ展示	「辰年展」	2024/1/5～1/28
ミニ展示	「ショクダイオオコンニャクのさく葉標本」	2024/1/5～3/3
テーマ展示	「ジュニア自由研究・標本ギャラリー」	2023/12/9～2024/1/28
館外での展示	2023夏休み「HANKYUこどもカレッジいきもの学校」	2023/7/26～7/31

○教育普及事業

事業名	内容
やさしい自然観察会	初心者向け自然観察プログラム
地域自然史シリーズ	地域の自然をさまざまな分野の視点から観察
テーマ別自然観察会	テーマに沿った自然観察 他機関、団体（高槻市自然博物館あくあびあ芥川など）との共催行事もあり
野外・室内実習	データの採取・分析・機器を用いた観察。 標本作製の実習
長居植物園案内	植物園（植物分野）ガイドツアー
長居植物園案内（動物・昆虫編）	植物園（鳥類、魚類、昆虫など）ガイドツアー
鳥類フィールドセミナー	鳥類の生態も含む観察
ビオトープ	バックヤードを利用したビオトープ作り
ジオラボ	化石や岩石、鉱物、地層について室内での観察など
自然史オープンセミナー	学芸員講師による講演 YouTubeライブ配信有
ジュニア自然史クラブ	中高生対象のクラブ組織
子ども向けワークショップ	未就学児・小学生・親子連れ対象の体験型学習
大阪自然史フェスティバル2023	市民参加型イベント 大阪市立自然史博物館、認定NPO法人大阪自然史センター、関西自然保護機構の3団体主催 2023/11/18～19に開催
オンライン動画コンテンツ	デジタル学習コンテンツ
館外での講演	学芸員による外部会場での講演活動（多数）
学校教育との連携	博物館マップ・ワークシートの配布、博物館での授業と質問対応、職場体験学習・就業体験の受入れ、遠足下見の説明、資料の貸出、教員向けの研修、情報誌「TM通信」の発行とTMネットワーク、教員のための博物館の日in大阪市立自然史博物館、大阪府内の高校との連携、教科の単元と博物館の展示の対応関係の紹介、ホームページでの情報提供、ミュージアムサービスセンターでのスクールサポート、研究費を利用した学校連携事業
ボランティア事業	補助スタッフ制度（友の会会員より募集）による行事の補助
博物館実習	一般実習コース：夏期 2023/8/23～27 冬期 2024/1/6～8、10～11日 普及教育専攻コース：秋期 2023/11/15～19
大阪自然史博物館友の会	博物館とは独立した組織として運営

○その他

事業名	内容
広報事業	ウェブサイト・SNSの運営など

(イ) 視点から見た実践例 - 視点1・視点2を具体化する事業紹介 -

① 大阪自然史フェスティバル

「大阪自然史フェスティバル」は、自然に関する活動や楽しさを広く紹介する市民参加型の地域イベントで、平成15年にスタートした取組である。毎年秋に開催され、令和6年度には126団体が出展し、2日間で約22,500人が来場するなど、関西最大級の自然系イベントとして定着している。

このフェスティバルは、大阪市立自然史博物館、認定NPO法人大阪自然史センター、関西自然保護機構の共催によって実施されている。博物館は企画や自然史に関する専門的な監修を担い、センターは市民団体との調整や事務局機能を担っている。さらに、関西自然保護機構は自然環境の保護や保全に関する専門的知見を活かし、講演会等を通じて市民への啓発を担っている。こうした協働体制は、博物館単独では難しい大規模な市民参加型事業を可能にしている。

会場となる大阪市立自然史博物館の入り口には、3体のクジラの骨格標本が天井から吊り下げられており、その下の広いスペースには、各地から集まった生き物や植物を研究するサークルが出展している。会場は多様な展示や交流でにぎわい、来場者が自然に親しむ活気ある雰囲気に包まれている。フェスティバルでは、博物館の専門性を活かした展示や普及活動が展開され、市民が自然科学に親しむ機会を提供している。

令和6年度の開催報告によると、会場で出展者同士や来場者との間に、活発な交流があったことが示されている。なお、令和7年度は都合によりフェスティバルは休止となったが、これまでの取組は、地域社会における学びの場の創出に寄与する実践として注目される。



©大阪市立自然史博物館（出典：公式 Web サイト <https://www.omnh.net/npofes/2024/>）

大阪自然史フェスティバル 2024 の会場風景

② ジュニア自然史クラブ

大阪市立自然史博物館では、中高生を対象とした「ジュニア自然史クラブ（以下クラブ）」を通じて、若年層の自然史教育を推進している。学芸員とともに野外調査や観察を行い、博物館の資料を活用した自主研究に取り組むことで、学校の枠を超えた学びの場を提供している。

このクラブの特徴は、「好き」を大切にできる環境づくりである。昆虫や植物などに関心を持つ若者が、同じ興味を持つ仲間と出会い、自分の興味に自信を持てるよう、仲間との交流や自由に質問できる雰囲気が工夫されている。学芸員は「学校教育では拾いきれない将来を担うような中高生を、博物館が地域の中でカバーしている」と語っている。

活動は、保護者をあえて含めず、学芸員・スタッフと中高生のみで構成することで、参加のハードルを下げ、主体的な関わりを促している。雰囲気は「一緒に遠足しているような感じ」で、一方的な説明ではなく、質問があれば答えるスタイルである。こうした寄り添う関わりが、自然科学への探究心を育てている。

さらに、クラブ出身者の中には、大学教員や博物館学芸員として活躍している人も複数おり、次世代の専門人材育成に寄与していることが確認されている。

③ デジタル発信による学びの機会拡張

大阪市立自然史博物館では、公式サイトで収蔵標本の3Dデータを公開し、バーチャル展示室を設けることで、来館が難しい人々にも展示を体験できる環境を整えている。さらに、「デジタル大阪ミュージアムズ⁴」では、収蔵資料の高精細画像をバーチャル展示室として公開し、より鮮明なデジタル体験を提供している。また、同館の動画サイトでは、オープンセミナーのライブ配信や展示・収蔵資料の解説、特別展関連動画、過去の動画アーカイブなど様々なコンテンツを提供し、時間や場所にとらわれない学習の機会を提供している。

加えて、学芸員は個人アカウントで研究や日常業務の様子を発信し、その投稿が公式アカウントで共有されることで情報が広く拡散されている。これにより、従来の来館者層を超えた新たな関心層との接点生まれ、学芸員自身も「10年前には届かなかった層に、今はメッセージが届いている」と述べている。また、全国の博物館とともに自然に関する話題を発信することで、専門家同士の交流も生まれている。こうしたデジタル発信は、学習機会を広げるとともに、知識や情報を共有する新しい場を生み出している。

(ウ) 市民協働・支援の仕組み

大阪市立自然史博物館の特色は、博物館を支えるコミュニティの存在であり、その中心は友の会である。市民が学びや調査、普及活動に参加できる仕組みは、地域

⁴ デジタル大阪ミュージアムズ…大阪市にある6つの博物館・美術館（大阪市立美術館・大阪市立自然史博物館・大阪市立東洋陶磁美術館・大阪市立科学館・大阪歴史博物館・大阪中之島美術館）の収蔵品を閲覧、検索することができるウェブサイト。美術、歴史、自然科学など、さまざまな分野の収蔵品を見ることができる（<https://dom.ocm.osaka/>）。

の社会教育に不可欠である。ここでは、その基盤を担う大阪自然史センター、広く市民をつなぐ友の会、専門的な活動を深めるサークルについて、その仕組みと活動の概要を紹介する。

① 大阪自然史センター

平成13年に、大阪市立自然史博物館の友の会を母体として、NPO法人大阪自然史センター（以下センター）が設立された。それまでの活動で、公益性、適正な経理・会計処理、組織運営の透明性などが評価され、平成26年に認定NPO法人として認定された。

センターは博物館と協力協定を結び、博物館の社会的使命を理解し、その目的がより効果的に達成されるよう必要な事業を自ら企画し、博物館との連携のもとで実施している。博物館はセンターが実施する事業について把握し、必要に応じて助言・協力するとともに、講堂や展示室を活用したイベント開催、資料の貸出、学芸員による専門的助言など、施設と専門性を活かした活動の機会を積極的に提供し、センターの事業を支援している。

このような仕組みにより、博物館は展示や収蔵にとどまらず、市民が主体的に学び、調査や普及活動に参加できる場を継続的に提供している。

② 友の会とサークル活動

大阪市立自然史博物館の50年の活動の中で最大のコミュニティが友の会である。毎年1,600～1,800世帯が家族ぐるみで登録し、月例ハイキングや合宿による自然観察会、調査活動、月刊会誌の発行などを行っている。

友の会の活動を通じて観察のスキルや行事運営を学んだ会員の中には、「補助スタッフ」として博物館の事業を支える人もいる。補助スタッフは、博物館のイベントや観察会で運営を担いながら経験を積み、地域で独自に観察会を始める人もいる。

さらに、より深い研究を志す人は、昆虫・植物・地学などテーマ別に組織された研究サークルに参加することができる。サークルは友の会会員に限らず、自然史に関心を持つ市民が広く参加できる仕組みであり、自然史関連の観察、調査研究、保護活動など、自然と重なりのある活動全般を行っている。この「サークルを作り、育てること」は、創立時代から学芸員の重要な仕事として推奨されてきた。学芸員が事務局や連絡先を担うサークルは20を下らない。

③ サークル活動の事例：なにわホネホネ団

サークル活動の代表的な事例が「なにわホネホネ団」である。骨格標本づくりを通じて自然史資料を後世に残すことを目的とし、現在は約440名を超える団員が所属している（令和5年春現在）。活動が広がったきっかけは、大阪自然史フェスティバルに出店したことである。サークル活動で作成した骨格標本を展示したところ好評で、そこから入団者が増えていったという背景がある。

さらには、博物館を舞台にした社会的な活動へと発展し、その延長として東日本大震災後には「東北遠征団」が結成され、岩手・宮城・福島の東北3県に出張ワークショップを開催した。大人も子どもも楽しみながら学べる機会を提供し、この遠征には、なにわホネホネ団のメンバーのほか西日本の博物館スタッフ、市民ボランティア、学生、子育てや子どもの支援に関わるメンバーが参加している。こうした活動は、専門的な技術を学びながら地域に学びの場を広げる市民協働の一例であり、その後、岩手大学の学生グループ「自然史探偵団」や奥州市牛の博物館などとの交流へと発展し、現在も続いている。

ウ 事例調査を通して

(ア)【視点1：基本的な社会教育的役割】から見た考察

大阪市立自然史博物館は、資料の収集・保管・展示を基盤に、調査研究と普及活動を行っている。その役割は、地域の団体との協働やデジタル技術の活用によって一層充実している。

大阪自然史センター（以下センター）は、博物館と協力協定を結び、事業を企画・運営している。センターは市民団体との調整を担い、博物館は専門的助言や施設提供で支援する。この仕組みにより、市民が主体的に参加できる場が継続的に確保されている。

地域の学びを支える仕組みの中で、歴史的に重要なのがサークル活動の育成である。昆虫や植物、地学などテーマ別の研究サークルは、観察や調査研究を通じて市民の学びを広げてきた。学芸員はサークルを作り、育てることを重要な仕事としてきた歴史があり、現在もその活動は続いている。こうした仕組みは、専門性と市民活動を結びつけ、地域に知を蓄積する基盤となっている。

サークルの中には、骨格標本づくりを行う「なにわホネホネ団」のように、自然史資料を後世に残すことを目的とし、活動が自主的に広がったものもある。東日本大震災後には東北でワークショップを開催し、その後も岩手大学や地域博物館との交流へ発展している。こうした取組は、サークル活動が地域を越えた学びのネットワークを生み出している。

さらに、デジタル・アーカイブやバーチャル展示は、来館できない人々にも資料を届ける仕組みである。収蔵標本の3Dデータや高精細画像の公開は、地域に蓄積された知を広く共有する手段として機能している。これにより、時間や場所に制約されない学習の機会が確保されている。

このように、地域に根差した知の蓄積と共有は、資料を核とした専門的活動に加え、センターとの協働、サークル活動の育成、そしてデジタルの活用など、複数の仕組みによって進められている。これらの取組は、博物館の基本的な社会教育的役割を担う重要な要素となっている。

(イ)【視点2：新たな社会教育的役割】から見た考察

ここでは、同館が多様な参加の入口を通じて、地域との関係性を広げている点に注目する。

まず、「大阪自然史フェスティバル」は、126団体が自主的に出展し、自然に関する活動を市民に広く紹介する場となっている。ここでは、博物館が専門的な監修を担いながら、センターや関西自然保護機構が共催し、企画・運営に関わることで、地域全体が自然を楽しむ雰囲気を生み出している。このような協働は、単なる展示にとどまらず、交流や学びの場を創出し、地域の文化的活力を高める要因となっている。

また、「ジュニア自然史クラブ」は、中高生が学芸員とともに野外調査や自主研究に取り組む場であり、学校教育では拾いきれない興味を伸ばす仕組みとなっている。参加者が自分の関心を深めながら主体的に活動できる環境を提供しており、こうした学びの積み重ねが次世代育成につながっている。

さらに、友の会やサークル活動は、市民が自主的に観察や調査を行う場を提供し、博物館の専門性と市民の主体性が結びついている。「なにわホネホネ団」のような活動は、専門的な技術を学びながら楽しめる実践であり、震災後の東北遠征など、地域を超えた広がりも見せている。この広がり、活動が単発ではなく持続的であることを示しており、その主体性が地域内の学びや文化活動をさらに豊かにしている。

これらの活動が継続している背景には、市民と学芸員の双方が楽しさを共有している姿勢がある。博物館は専門性を軸にしながら、市民の自主性を尊重することで、地域に開かれた学びの場を創出し、地域社会の活力向上に寄与しているといえる。

(2) 昭和日常博物館（北名古屋市歴史民俗資料館）

令和7年3月15日に訪問し、聞き取りを行った。あわせて、当日提供された資料や刊行物、関連書籍を参照し、内容を整理した。さらに、メールによる確認も行って情報を補足し、以下の内容を把握した。

ア 施設の概要

- ・ 所在地：愛知県北名古屋市熊之庄御榎53
- ・ 所管：北名古屋市
- ・ 区分：博物館類似施設
- ・ 施設運営：北名古屋市
- ・ 敷地面積：2,808m²（図書館敷地面積）
- ・ 博物館面積：1,155m²（3階面積）
- ・ 博物館事業費：16,877千円（令和7年度）
※人件費・施設管理費含まず
- ・ 展示構成：
 1. 常設展示（3階）
 - 昭和の街並み再現
 - 昭和の家庭の居間再現
 - 生活用品・家電・雑貨展示
 2. 企画展示（3階）
 3. 地下展示（駐車場スペース）
 - レトロカー・バイク展示
- ・ 入館者数

令和4年度人	26,804人
令和5年度人	37,286人
令和6年度人	48,078人
- ・ 職員数：3名
- ・ 開館：平成2年
- ・ 併設施設：北名古屋市図書館（1階・2階）



※現在ラッピングは撤去されています。

〈設立経緯と設置目的〉

北名古屋市（旧師勝町）歴史民俗資料館は、平成2年に開館し、平成5年より昭和時代をテーマとした展示を開催して資料の収集・保存に取り組んだ。平成9年には、「日常が博物館入りする時」と題した特別展で館全体を昭和30年代の資料で構成。これを機に「昭和日常博物館」という呼称を設定した。昭和時代をテーマとすることにより、その時代を経験的に知る多くの来館者がより密度の濃い情報を披露することが可能となり、博物館と来館者の間に新しい関係が生まれた。

さらに、回想法⁵を軸に懐かしさを満喫、互いの思い出を語り合う場所としての機能も

⁵ 回想法…高齢者が自身の過去の体験を語る過程を傾聴し、その意味を現在や将来に生かしていくことを目的とした援助技術であり、写真や生活用品などを用いて行われる（北名古屋市歴史民俗資料館 2007）。

加えていった。平成11年に「ナツカシイってどんな気持ち～ナツカシイをキーワードに心の中を探る」と題して企画展を行い、回想法と収蔵品の新たな関わりを提言した。展示会場では、来館者の「キオク」が掘り起こされ、多くの笑顔を引き出した。

そして、北名古屋市では、本館と収蔵資料及び明治時代の旧家である国登録有形文化財「旧加藤家住宅」を活用し、福祉と教育と医療関係者が連携しながら回想法を用いた地域高齢者ケアを行っていくスタイルが考案・確立され、平成14年度には旧加藤家住宅内に「回想法センター」が開所した。博物館と福祉関係の部局とが連携を図った「思い出ふれあい（回想法）事業」を「博福連携」として継続性をもって取り組んでいる。

イ 実施事業

(ア) 令和6年度事業

- 調査研究事業
- 資料収集保管事業
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会期
常設展示	本館常設展	通年
特別展・企画展	「あつまれ！昭和の調理家電たち」	2024/7/3～9/16
特別展・企画展	「ショウワ・キュージューヌ・リバイバル」	2024/11/9～2025/1/30
企画展	「1980年代から遡るアウトドア図鑑 非日常のなかのノスタルジアを探り、ノスタルジアに非日常を求める」	2025/3/1～2025/5/31

○教育普及事業

事業名	内容
歴史民俗資料館ジュニア講座	「発見！チャレンジプロジェクト2024」 ～地域の歴史・伝統文化を体験・体感するプログラム～ 歴史にチャレンジ 土器の復元にチャレンジ おどし体験にチャレンジ 伝統文化にチャレンジ 伝統的な暮らしにチャレンジ しめ縄作りにチャレンジ

(イ) 視点から見た実践例 - 視点1・視点2を具体化する事業紹介 -

① 「思い出ふれあい（回想法）事業」の活動

北名古屋市では、地域に暮らす高齢者を元気にしていくプロジェクトとして、事業開始から現在まで継続して回想法を活用している。博物館と福祉部高齢福祉課と教育委員会生涯学習課が連携して「思い出ふれあい（回想法）事業」を「博福連携」と名付け、活動の軸としている。

回想法は、昭和日常博物館、市役所、福祉・医療・教育機関、老人保健施設・NPO法人の連携で実行され、その実践手段は以下の3種類である。

○お出かけ回想法

お出かけ回想法は、生活の場から外に出て博物館などの展示空間に身を置き、自分の生きた時代に出会った豊富なモノと再会し、懐かしい風景の中で普段味わえない感動を体験できるようにする取組である。これにより、高齢者はより楽しい時間を過ごすことができ、付き添い者にとっても参加者の「その人らしさ」に触れ、新たな発見や感動を覚える機会となる。この共鳴こそが人と人をつなぎ、絆を育むものと考えられる。博物館展示空間で効果的に回想法を体感できるよう、マニュアルを作成し、高齢者施設や高齢者を抱える家族に提供することで、こうした時間をより充実させる工夫を行っている。

○回想法スクール

「回想法スクール」は介護予防事業に位置付けられ、年に4回開催している。週1回・全8回のプログラムとして実施されており、1グループにつき10名ほどの高齢者が参加し、市の保健師、回想法担当職員、ボランティアなども加わる。

「回想法スクール」の修了者は「いきいき隊」として登録される。現在、約800人が会員となっており、10人単位のグループによる自主的な活動が継続されている。ハーモニカ、書道、昔遊び、なつメロなど、自由なテーマでの活動は、学びと社会参加が自然に結びついた実践となっている。学芸員への聴き取りによれば、福祉課の声かけをきっかけに、以前は自宅で過ごしていた高齢者が仲間とともに活動する中で「ゆるやかに元気になっていく」ことを実感するようになった事例もあるという。こうした取組は、博物館が福祉と連携しながら地域の高齢者の社会参加を支える場として機能してきた先駆的な実践である。

○回想法キット

昭和日常博物館では、回想法を支援するため、実物資料・ビデオ・解説書を一体化した「回想法キット」を製作し、博物館が収集してきた資料を社会福祉の現場で活用できる教育的資源として整備している。キットは全国の高齢者施設や病院、自治体へ貸し出されており、認知症予防やケアの現場における実践に用いられている。

これらの取組は、博物館資料を地域福祉と結びつける仕組みとして、博物館の社会教育的役割を拡張するものと位置づけられる。

② 回想法によるQOL向上と医療費削減

北名古屋市の「思い出ふれあい（回想法）事業」について以下に述べる内容は、同市の報告を市橋（2021）が紹介した記述に基づいて整理したものである。北名古屋市は当初、5年後の高齢者・認知症高齢者の予測数を10%減少させること、ならびに医療費・介護保険給付費の軽減を目標として掲げていた。回想法スクール修了後も自主グループで回想法を継続している対象者について追跡調査が行われ、QO

L⁶および医療費の面から事業の効果が示されていると報告されている。その結果、QOLについては、回想法の継続や、友人・いきいき隊の仲間同士の活動が、日常生活に健康感や充実感をもたらしていることが示唆されている。また医療費については、スクール参加前3年間の医療費月額平均2,299円に対し、参加中1年間は2,042円、参加後1年間は1,872円と推移し、受講を契機とする減少が報告されている。QOLの充足が医療機関の受診減少につながっている可能性も指摘されており、これらの知見は介護予防・認知症予防に資する指標として事業の意義を示すものとなっている。

市橋芳則 「「博福連携」で高齢者とミュージアムを結ぶ」参考

③ 地域イベントと世代間交流

いきいき隊のメンバーは、各グループの代表による総会を通じて地域イベントの企画・運営を行っており、運動会や秋祭り、フェスなどを通じて世代を超えた交流の場を生み出している。また、学校の依頼に応じて昔の遊びや暮らしを子どもたちに伝える活動も行っており、高齢者自身が「何をどう伝えるか」を考える過程が生涯学習の一つの機会となっている。

これらの活動はすべて無償のボランティアであり、その中で、地域住民や学校、行政が関わる連鎖が生まれている。このように、回想法を媒介として関係性が変化し、地域の活性化につながっていることがうかがえる。また、いきいき隊の活動は、地域に潜在していたつながりや形骸化していた因習を表出させる役割も果たしており、博物館を起点とした新たな地域の再構築の可能性を示している。

ウ 事例調査を通して

(ア) 【視点1：基本的な社会教育的役割】から見た考察

昭和日常博物館は、生活資料の収集・保管・展示という博物館の基本機能を起点に、これらを活かした活動を展開している。同館の特徴は、展示空間を単なる鑑賞の場にとどめず、回想法の実践の場として活用している点にある。高齢者が博物館に足を運び、懐かしい生活用具や写真と再会する「お出かけ回想法」は、展示資料を通じて心理的安定や人とのつながりを促す取組であり、博物館資料が地域における学びやケアの場へと展開されている。こうした活動は、北名古屋市福祉部高齢福祉課や教育委員会生涯学習課をはじめ、医療機関、老人保健施設、NPO法人などとの連携協力によって支えられており、「回想法スクール」の開催や「回想法キット」の製作・貸出を通じて、収集・保管してきた生活資料を福祉現場で活用する仕組みが整えられている。

これらの実践は、改正博物館法が示す「各種団体や施設との連携協力」を体現するものであり、生活資料を核に福祉や医療との連携によって地域に学びの場を広げてきた点や、その継続性とモデル性が評価され、令和2年には第1回日本博物館協会賞⁷

⁶ QOL (Quality of Life) …生活の質を意味し、身体的・精神的・社会的側面を含む総合的な生活の満足度を示す指標。

⁷ 日本博物館協会賞…日本の博物館の振興に大きく貢献し、他の博物館の模範となる顕著な成果を挙げていると認められる国内施設を顕彰するもの。

を受賞している。本事例は、博物館の基本機能を基盤としながら他分野との連携によって社会教育的役割を拡張している点において、博福連携の代表的な実践といえる。

(イ)【視点2：新たな社会教育的役割】から見た考察

ここでは、同館の取組が地域との継続的な関わりをいかに生み出しているかに注目する。

回想法スクール修了者は「いきいき隊」として登録され、グループによる自主的活動を続けている。これらは学びと社会参加が自然に結びつく実践であり、仲間と過ごす過程で心身の活性化が促される。いきいき隊は総会を通じて地域イベントの企画・運営を担い、世代間交流の場を創出している。こうしたイベントは無償ボランティアとして行われ、地域住民・学校・行政の連携協力を支えられている。学校との連携による昔の遊びや暮らしの伝承は、高齢者が「何をどう伝えるか」を考える過程そのものが生涯学習の機会となっている。さらに、継続的な回想法の効果検証では、参加者の生活に健康感や充実感が定着している。こうした個人の変化は、地域での継続的な交流・協働を促し、地域の参加基盤を支える働きへと展開している。

これらの取組から、展示資料を起点に、福祉・教育・地域住民がそれぞれの立場で関わる中で、高齢者の学びが役割意識と社会参加へ展開し、世代間交流や地域活動へ広がる過程が読み取れる。この点に、本視点で捉える新たな社会教育的役割が見いだされる。



常設展示室の様子



展示の一部

(3) 北上市立博物館

令和7年6月27日および11月27日に訪問し、聴き取りを行った。あわせて、提供された資料や図録を参照した。さらに、メールによる確認で情報を補足し、以下の内容を把握した。

ア 施設の概要

- ・ 所管：北上市教育委員会
- ・ 区分：登録博物館
- ・ 施設運営：北上市
- ・ 敷地面積（本館）：59,103m²
- ・ 博物館事業費：4,994千円（令和7年度）
※人件費・施設管理費含まず
- ・ 展示構成（本館）：

テーマ1	国見山廃寺
テーマ2	樺山遺跡と八天遺跡
テーマ3	江釣子古墳群
テーマ4	和賀氏とその時代
テーマ5	藩境のまち
テーマ6	黒沢尻川岸
- ・ 入館者数：令和4年度 本館 7,541人 分館2,801人
令和5年度 本館 9,107人 分館3,382人
令和6年度 本館10,985人 分館3,239人
- ・ 職員数：7名
- ・ 開館：昭和48年
- ・ リニューアル：平成28年 併せて和賀分館新設
- ・ 併設施設：みちのく民俗村
※平成27年度より商工部へ移管



〈設立経緯と設置目的〉

北上市立博物館は昭和48年、岩手県内陸部で初の総合博物館として開館した。当時の北上市の人口は約4万7千人で、企業誘致にいち早く力を入れ積極的に工業団地を醸成していた。こうした背景から、現在では県内屈指の企業城下町となっている。近世には奥州道中の宿場や北上川舟運の拠点として、人とモノが行き交う交通の要地として栄えた土地柄であり、その進取の気風は地域性として語られてきた。

この気風は、開館当初に掲げた常設展のテーマにも表れている。市直営の博物館でありながら、市域に限定せず「北上川流域の自然と文化」を総合テーマとし、平成28年まで大きなリニューアルを行わずに貫いた。当時の歴史部門では、旧石器時代から現代までの考古・歴史資料、自然部門では、剥製・昆虫標本、鉱物・岩石・化石などが豊富に展示され、スローガンを掲げなくても多様な学びに応えられる内容だった。しかし、時代の変化により展示は次第に古さを感じさせるようになり、変化の少なさが指摘されるようになったことから、展示のあり方を見直す必要が生じていった。

こうした課題に対応する取組の一つとして、平成4年秋、北上川流域の古民家10棟を移築復元した「みちのく民俗村」が付属の野外博物館として開園した。開園に際し、「訪れる人々がここでやすらぎ、くつろぐなかで、忘れ去られようとしている大切なものを蘇らせる場にする」と宣言。総額約8億7千2百万円を投じ、岩手県内の北上川流域にある北から南までの古民家を集めた大事業であった。民俗村の開園は入館者増加に大きく寄与し、開館後10年間は年間2万人台後半から減少していたが、古民家の整備・公開に伴い平成3年度から平成5年度には年間6万人を超えた。しかし平成16年度には減少傾向が見え始め、平成20年代半ばには観光的な活用を求める声が高まり、平成27年度から市長部局の商工部に移管、民俗村に指定管理者制度が導入された。

その後、当市の歴史や文化に関する研究の進展や近隣自治体に特色ある博物館が複数存在する状況を踏まえ、平成28年秋に開催された第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」に合わせてリニューアルを実施。テーマを「北上川流域」から「北上市の歴史的特徴」へと転換し、国指定史跡5件を中心に構成した。リニューアルに伴い、和賀庁舎を分館として活用。1階430㎡にリニューアル前の通史展示資料や生物・地質資料を配置し、2階の一部を収蔵庫とした。本館と分館を合わせて総合博物館として運営しているが、両館の距離（約17km）は課題となっている。

リニューアル後の常設展示は、フィールドと密接に結びついたテーマを採用し、地域との連携を重視した構成となっている。開館当初の「豊富な実物を見せる」展示から、「伝えたいものを絞り込む」展示へと大きく方向転換した点は重要な変化である。

現在、同館は本館と分館を備え、歴史・民俗・自然を総合的に扱う博物館として、地域の文化を伝える拠点となっている。

イ 実施事業

(ア) 令和7年度事業

- 調査研究事業
- 資料収集保管事業
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会 期
常設展示	本館・分館常設展	通年
企画展	「バードカービング作品展」（和賀分館）	2025/4/19～5/31
企画展	「世界のカブト・クワガタ展」（和賀分館）	2025/7/19～9/30
企画展	「昔のくらしと道具展」（本館）	2025/7/19～10/5
企画展	「はるかなる鉱山の記憶－和賀の鉱物と明通鉱山の文書群－（本館）	2025/10/18～12/21
企画展	「新収蔵昆虫標本展」（和賀分館）	2025/12/16～3/1
企画展	「新収蔵資料展」（本館）	2026/1/24～3/8
特別展	「北奥の慶派仏像 奥六郡にきた鎌倉時代仏師」	2025/4/5～5/25

○教育普及事業

事業名	内容
企画展・特別展関連講座	「北奥の慶派仏像 奥六郡にきた鎌倉時代仏師」関連事業講演・フォーラム、企画展解説会
歴史講座	随時実施
リニューアル9周年講演	「国見山廃寺と清衡経」
博物館学芸講座	全6回 冬季実施
子ども工作教室	夏「つくってあそぼう！竹とんぼ」 冬「校庭の砂から鉱物をさがそう！」
自然観察会・教室	夏「ライトトラップによる夏の昆虫観察」（中止） 冬「和賀分館冬の企画展ギャラリートーク」

○その他

事業名	内容
会議	博物館協議会、博物館研究員会議
施設維持管理	博物館管理等、維持管理業務
施設運営	見学者等受入、図録等販売
資料・情報管理	収蔵資料管理システムへのデータ入力
人材育成・研修	博物館実習（2025/8/26～8/30）、専任研究員設置、博物館講師派遣
広報・情報発信事業	HP更新、SNSによる情報発信

(イ) 視点から見た実践例 - 視点1・視点2を具体化する事業紹介 -

① 平成30年度特別展「慶念坊⁸とその時代」

〈関連事業〉

第1回フォーラム「慶念坊を語る」 場所：北上市立博物館多目的室
第2回探訪会「慶念坊ゆかりの地を巡る」 場所：宮城県遠田郡涌谷内

本展は、岩手県北上市和賀町出身の僧・慶念坊の生涯を通して、北上地域の歴史と信仰を紹介するものである。

展示では、慶念坊の生涯をパネルでたどるとともに、彼の生家で信仰していた「隠し念仏」や、和賀地方で盛んだった民間信仰も紹介した。慶念坊の活動を、信仰の礎、人々の交流、交通など多角的な視点から捉え、北上の歴史に新たな光を当てる構成とした。

本展の企画は、地域の先人を継承したいという「慶念坊を支援する会」の思いに端を発する映画制作構想から始まった。初回の展示は慶念坊の出身地である和賀分館でテーマ展が開催され、その準備過程で地域住民や和賀町史談会との交流が

⁸ 慶念坊…二十歳代で故郷を離れ、浄土真宗の僧となり、托鉢行脚を経て京都などを巡った後、宮城県涌谷町を拠点に活動した。飢饉が深刻な時代、間引きや捨て子が横行する中で、慶念坊は赤子の命を救うことに尽力し、親を亡くした子どもなど53人を育てたと伝えられる。命の尊さを説きながら、地域における福祉の先駆者として生涯を送った人物である。

深まった。この和賀分館での開催は、数社の新聞に取り上げられるなど話題を呼んだ。

本展開催に際しては、図録の執筆を地元史談会に依頼し、展示においてもその史談会が調査した資料や伝承をもとに、博物館が文献を精査し学術的な裏付けを加えることで結実した。こうした取組の中で、図録として記録を残すことは、地域に根差した知の蓄積と共有という基本的な社会教育的役割を体現している。博物館が取り上げることで調査内容の信頼性が高まり、地域文化の価値が広く認識される。そもそも、地元史談会などが行った調査結果は発表の場がなく、成果が社会に共有されにくい現状がある。博物館がその成果を公開・記録化することは、地域の知的資源を社会に還元する重要な機能であり、住民の主体的な学びを支える基盤となる。

会期中にはフォーラムや探訪会を開催し、慶念坊ゆかりの地を巡る企画を実施した。史談会関係者のみならず、ゆかりの地の住民も参加し、博物館を知る契機となった。映画構想は最終的に制作には至らなかったものの「博物館と関係ない」と切り捨てず、調査・展示・学習会・資料収集へと発展させた点に、地域に開かれた博物館の柔軟性と社会的意義が表れている。

② 令和元年度特別展「一つなく、広がる、時代を超えて - 北上川舟運と海

東北一の大河・北上川は、江戸時代から明治期にかけて、米を中心とした物資輸送の大動脈であった。本展では、岩手県内の流域における河岸の歴史と地域の舟運の特徴を紹介するとともに、河口・石巻から海運への広がりや、利根川・江戸川舟運との関連、さらに船頭から海運業に転身した郷土の先人・城沢朝吉の業績を取り上げ、北上川と海とのつながりを多角的に示した。

地域に根差した知の蓄積と共有を深めるため、本展では複数の博物館や関連施設⁹の協力を得てテーマを設定し、所蔵資料を借り受け、展示を構成した。

こうした広域連携により、北上川と海を結ぶ交通網の歴史的意義を多角的に示し、地域文化への理解を促進した。この取組は、改正博物館法で示された「博物館相互の連携協力」を実践するものであり、博物館の基本的な社会教育的役割を具体化する事例といえる。

北上川流域は地域によって事情が異なり、それに応じて重視される歴史的なポイントも変わる。北上市だけでは北上川の全体像を把握することは難しく、例えば城下町の盛岡や花巻では防御面での利点がある一方、洪水の危険性が高いなど、北上とは異なる事情がある。こうした多様な視点を取り入れることで、より深く北上川の歴史を理解できるようにすることが本展の意図であった。さらに、各館の学芸員が異なる切り口でテーマを設定することで、学芸員自身の視野も広がるという効果があった。

調査の過程では、「北上川流域圏ネットワーク」とのつながりも生まれ、北上川流域に関する講演依頼や川下り調査への同行など、活動が広がった。その中で、北

⁹ 連携した施設…もりおか歴史文化館、紫波町教育委員会、花巻市博物館、えさし郷土文化館、一関市博物館、流山市立博物館 ほか

上川の自然に関する情報を得たり、博物館への要望を聞く機会を得たりしたことは、展示準備の段階で内容を補強するとともに、今後の特別展のテーマを検討する際の示唆となった。

また、江戸時代の古文書に記載された北上川の難所が、現代でも難所となっていることなど、古文書読解調査と川下り調査の知見が融合されて、それぞれの関係者に共有された。異なる分野の人々の共通の関心が、それぞれの手法で得た知見の融合で新たな情報となり、これまで博物館に関心を持たなかった層が来館し、さらにその層が別の人々を誘うことで、普段つながりのない人々が博物館に集い、交流する場が生まれた。

③ 令和6年度特別展「北上線100周年記念・仙人鉄山展」

明治末から大正期に操業した仙人鉄山の歴史や鉱山技術を紹介した特別展である。さらに、北上線の開業が地域産業に与えた影響についても詳しく解説した。

企画の契機となったのは、全国から集まる「幕末明治期の鉄研究会」メンバーによる「仙人鉄山を調査したい」という要望である。同研究会では、調査成果を論文発表にとどめるのではなく、より広く一般に周知し、地域に還元し、資料として残したいという意向が示された。博物館はその受け皿として展示を企画し、地域と専門家の知を結びつける役割を果たした。

博物館は、研究会の調査成果と地域における調査成果を整理し、展示を通じて広く共有することで、地域に根差した知の蓄積を担う基本的な社会教育的役割を果たした。こうした取組は、地域住民の歴史認識を深めるだけでなく、未来の世代に向けて地域の歴史を学び継ぐ土壌づくりにもつながった。来館者からは、自身の記憶がよみがえり過去とつながったなどの感想が寄せられ、感謝の手紙も送られるなど、展示が深い感銘を与えたことがうかがえる。

④ 令和6年度企画展「郷土の刀～近世の刀匠たち～」

本展では、盛岡藩と仙台藩のお抱え刀工による刀剣と関連資料を展示し、その特徴や歴史的背景を紹介した。併せて、北上市立博物館所蔵の會田コレクションから、長曾祢^{ながそね} 虎徹^{こてつ}の刀と脇差を公開した。

會田コレクションは、故 會田^{あいだ} 喜一^{きいち}氏が収集した古美術品の総称で、平成17年に遺族から一括寄贈を受けたものであり、絵画、陶磁器、工芸品、刀剣類など多岐にわたる。同館は平成28年のリニューアル後、展示環境の改善を契機に、翌春からこのコレクションを活用した企画展を継続的に開催している。

本展は、北上展勝地「さくらまつり」に合わせて開催され、藩境や郷土史と関連づけながら刀剣にまつわるテーマを設定し、必要に応じて個人所蔵品や他館所蔵品を借用している。来館者の反響は大きく、広報面では、さくらまつり会場から博物館までの立地的なハードルを下げる工夫として、学芸員や一般参加者による新選組などのコスプレ企画を取り入れた。こうした取組は、地域イベントとの連携を強化し、来館促進に寄与した。さくらまつり期間中の無料開放は、博物館を知る契機にもなっている。

関連イベントとして刀剣研磨の実演を実施し、参加者から高い評価を得た。普段は公開されることのない地域の刀剣研磨師にとっても、技術を披露する貴重な機会となり、地域文化の継承と職人技の発信に寄与した。この取組は、見る側・実演する側双方にとって意義ある事例であり、地域活性化にもつながった。

⑤ 令和6年度歴史講座「江戸時代の北上」による地域学習の実践

本講座の目的は、地域の歴史を「自分事」として捉えるきっかけをつくることである。その手法として、日本の歴史の流れを押さえたうえで、地域資料を用いて地域の歴史を探っていくという手順を踏み、外の歴史や文化を知り、内なる地域の価値に気づく仕掛けを重視した。

本来、地域の歴史は、それ自体が身近なことであるはずだが、昔の出来事という時間的隔たりが、自分との関係性を稀薄にしてしまう側面がある。そこで、本講座の導入には、学校教育で学んだ日本の歴史や、大河ドラマなど多くの人が見聞きしたことがある素材を用い、既知の事柄と扱うテーマがどのように関連しているかを理解し、興味・関心を引き出すことに注力した。そのうえで、当時の地域資料を提示し読み解いていきながら、当時の人たちがどのようなことを考え、具体的にどのような行動をとったのか、そうした結果が、現在の地域のありようと、どのようにつながっているのかなどについて、一緒に考えていく姿勢を大切にした。

全2回の講座のなかで、1回目は平賀源内と和賀仙人の鉱山資源をテーマとして、地域の産業を考える機会とし、2回目は鬼柳と黒沢尻という2つの宿場の構造や役割の違いをテーマとして、地域の交通・交流の展開を考える機会とした。

学芸員の話を書くという受け身の学び方だけでなく、地域の歴史を自分事として捉え、一緒に考えていく主体的な学びのあり方へと広げており、地域の歴史に関心を深めるきっかけづくりに取り組んでいる。こうした講座の工夫においても、博物館は地域における学びを支える役割を着実に担っている。

⑥ 教育機関との連携による学びの場の拡充

令和4年度の博物館法改正では、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など、地域価値創出への寄与が新たな役割として明記された。この動向を受け、岩手県立大学の教授 阿部 昭博氏により、江戸期の北上川舟運を対象として、北上市立博物館との連携のもと古地図と古文書を活用した時空間データベース（以下、DB）の構築法と地域での様々な活用方法を明らかにし、地域史としての舟運の解明と継承に資することを目的としたプロジェクトが立ち上げられた。

同館はこのプロジェクトにおいて、所蔵資料及び歴史的情報の提供と、岩手県立大学がまとめたデータや分析結果へのコメントを通じて協力している。こうした連携により、博物館は地域の歴史研究を支える知的基盤として機能している。現在は研究段階であり、最終的な目標は、構築したDBを学習教材化し、社会科や地理総合の学習の時間、探究学習の時間、地域創造学習などで活用できるようにすることである。さらに、資料を博物館の閉じられた空間にとどめず、広く公開するシステ

ムを整備することで、展覧会以外でも資料を披露する場を創出することが期待される。

ウ 事例調査を通して

(ア)【視点1：基本的な社会教育的役割】から見た考察

北上市立博物館は、地域の歴史や文化を記録し、共有することを通じて、博物館としての社会教育的役割を果たしている。

特別展「慶念坊とその時代」では、地域の先人を取り上げ、史談会等の調査成果を整理して展示し、図録として残すことで、地域の歴史を確かな形で伝えた。こうした取組は、地域で調べられた内容を広く公開し、住民が自分たちの文化を学び直す機会をつくっている。また、フォーラムや探訪会を通じて、展示をきっかけに人々が集まり、交流しながら学ぶ場を生み出した点も重要である。

「北上川舟運と海」展では、複数の博物館や施設と連携協力し、展示を構成した。これにより、北上川の歴史を一館だけでは示せない広い視点で紹介し、地域文化への理解を深めることができた。このような連携は、博物館法改正で示された「博物館相互の連携協力」を実践するものであり、地域史をより幅広い視点から理解する機会を提供している。

「仙人鉄山展」では、専門家による調査の成果を展示に取り入れ、地域の歴史と専門的な知識を結びつけた。これにより、展示内容が充実し、来館者が地域の歴史を深く理解するきっかけとなった。

歴史講座は、地域の歴史を「自分事」として考えるきっかけを提供している。ここでは、学芸員の役割も問われる。資料整理などの基礎業務に加え、地域とつながる活動が求められる中で、学芸員自身がテーマを主体的に捉え、取り組む姿勢が重要である。出身地や専門分野に関わらず、地域の歴史を自らの課題として位置づけることで、講座に説得力が生まれ、参加者の学びを深めている。

以上のように、資料の収集・保管・展示、調査研究、普及活動を軸に、地域住民や専門家、他館との協力を通じて、地域文化を共有し、学びの機会を広げている。

(イ)【視点2：新たな社会教育的役割】から見た考察

ここでは、同館が住民の思いを受け止め、事業へ展開するプロセスに着目する。

特別展「慶念坊とその時代」では、映画制作構想から始まった地域住民の思いを受け止め、展示やフォーラム、探訪会へと発展させた。こうした柔軟な対応は、博物館が地域の声を取り込み、文化資源を活かした学びと交流の場を生み出していることを示している。住民が主体的に関わることで、展示は単なる情報提供にとどまらず、地域の歴史を共有し、誇りの醸成につながる場として機能していることがうかがえる。

「北上川舟運と海」展では、複数館との連携協力により、広域的な視点で地域史を紹介した。この取組は、異なる地域や分野の人々を結びつけ、交流の機会を生み出した。展示準備の過程で生まれたネットワークは、講演依頼や川下り調査など新たな活動へと広がり、博物館が地域社会のハブとして機能する可能性を示している。

「仙人鉄山展」では、専門家の調査成果を展示に取り入れ、地域の歴史と専門的な知識を結びつけた。来館者が過去と現在を結びつける体験を得たという記録があり、その経験は地域の歴史への理解や関心の高まりを示唆するものとして受け止められる。また、「刀剣展」の刀剣研磨の実演は、職人技の発信の場となり、地域文化の継承に資する取組として位置づけられる。

同館の取組は、地域の声を受け止め、他館や専門家との連携協力を通じて、文化資源を活かした新しい学びと交流の場を生み出している。こうしたつながりの形成・拡大というプロセスに、本視点で捉える新たな社会教育的役割が見いだされる。

(4) 遠野市立博物館

令和7年9月18日および11月21日に訪問し、聴き取りを行った。あわせて、提供資料および当該自治体のウェブサイト内にある同館の情報を参照した。さらに、メールによる確認を行って情報を補足し、以下の内容を把握した。

ア 施設の概要

- ・ 所管：遠野市
- ・ 区分：登録博物館
- ・ 施設運営：遠野市
- ・ 敷地面積：2,700m²
 図書館面積：1,797.7m²
 博物館面積：1,391.6m²
- ・ 博物館事業費：13,222千円
 (令和7年度)
 ※人件費・施設管理費含まず
- ・ 展示構成：第1展示室「『遠野物語』の世界」
 第2展示室「遠野人・風土・文化」
 第3展示室「企画展示室」
- ・ 入館者数：令和4年度 14,027人
 令和5年度 23,248人
 令和6年度 21,519人
- ・ 職員数：館長1名（文化課長、市史編さん室長、こども本の森運営企画室長、図書館館長等を兼務）、専任職員3名
- ・ 開館：昭和55年
- ・ 併設施設：遠野市立図書館（1階・2階）



〈設立経緯と設置目的〉

遠野市立博物館は昭和55年に日本最初の民俗資料館として開館した。鉄筋コンクリート造り4階建てとなっており、1、2階部分が図書館、3、4階部分が博物館の複合施設で、図書館で得た知識を博物館で実証的に学び、博物館で学んだことを図書館の資料で裏付けするという資料の相関性を活かした文化情報センターとしての役割を果たすことを目的とした施設として整備された。

中心市街地の観光と文化の拠点施設として、これまでに国内外から220万人以上が来館。市民の生涯学習活動や遠野を訪れる人々のビジターセンターとして親しまれてきた。また、特別展や各種講座を開催して、『遠野物語』や遠野の歴史と民俗文化への理解浸透を図り、地域づくり・学校教育・福祉・商工観光などさまざまな分野で市民と協働し、互いに活動を支え合ってきた。

しかし、年月を経るにつれて施設の老朽化、市町村の合併による情報更新の必要性、入館者数の減少などの課題が山積し、大幅な展示更新が望まれた。

そこで、平成21年度『遠野物語』発刊100周年・開館30周年を機に「『遠野物語』を基軸に遠野を見つめ直し、市民とともに地域の個性や資源の発掘、情報の発信、伝承文化の構築を目指す中核博物館」という新たなコンセプトのもとに全面的な展示改装工事を行った。また、体験活動やくつろぎながら学習活動ができるスペースの設置、英語やピクトデザインの導入、エレベーターの新設、トイレ改修などユニバーサルデザインに配慮した新設改修も行い、より多くの方々が安心して快適に利用できる博物館となった。

イ 実施事業

(ア) 令和7年度事業

- 調査研究事業
- 資料収集保管事業
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会 期
常設展示	本館常設展	通年
特別公開	「遠野領内図」「遠野城下町割図」	2025/4/11～5/11
夏季特別展	伊能嘉矩没後100年・柳田国男生誕150年記念事業 「伊能嘉矩～台湾研究と郷土研究の生涯～」	2025/7/18～8/31
秋季企画展	「遠野物語と動物」－異界・信仰・語り－	2025/10/3～1/12
冬季特別展	「遠野のひな人形」	2026/2/6～3/8
交流展示	愛知県大府市（友好都市）主催企画展「宮澤賢治と音楽」 会場：大府市歴史民俗資料館	2025/1/25～5/18
交流展示	宮崎県椎葉民俗芸能博物館主催事業「デジタル企画展 柳田國男の旅」 会場：椎葉民俗芸能博物館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館、遠野市立博物館	2025/7/31 ～2026/1/31
交流展示	みちのくマンガロードスタンプラリー連携コーナー「マンガ原画展」 会場：遠野市立博物館廊下のギャラリースペース	2025/10/3 ～2026/1/25

○教育普及事業

事業名	内 容
記念講演会・講座等	随時開催
特別展・企画展・特別公開開催時	ギャラリートーク 通年
市民向け博物館無料公開イベント	遠野物語の日など
市民向け講座	随時開催
博物館教室	市内の小中高生を対象に通年で実施

○その他

事業名	内 容
遠野教育文化振興財団委託事業	文化課委託事務に係る調整・文化フォーラム・佐々木喜善賞授賞式開催にともなう調整

博物館実習	2025/8/25～8/29
博物館資料寄託更新	毎月5月
地域連携	遠野民俗の会（民俗学習会・フィールドワーク・市外研修）
施設運営	博物館本館および分館（遠野蔵の道ギャラリー、自然資料館、加守田章二陶房跡）の管理・運営、施設予約業務、資料閲覧・貸出・撮影・閲覧許可申請
施設維持管理	博物館および分館施設管理費に関する業務
資料・情報管理	クラウド型データベースで管理
広報・情報発信	HP更新（遠野市公式HP）、SNS（X）による情報発信、博物館販促グッズ製作
総務・庶務	一般管理費・施設管理費・博物館に関する庶務

（イ）視点から見た実践例 - 視点1・視点2を具体化する事業紹介 -

① 令和5年度夏季特別展「遠野物語と呪術」

遠野市は早池峰山を中心に修験者が活躍した地域である。時代の変化に伴い、家の蔵で保管されていた古文書等の資料を「見てほしい」という依頼が増加し、その結果、寄贈される資料も多く、遠野市立博物館における修験者関係の資料が充実した。

今回のテーマである「呪術」は、マンガやアニメ、ゲーム等で取り上げられる人気の高い題材であるが、民間信仰としてのまじないは歴史的に明確化しづらい。しかし、遠野に伝わっていたことは事実であり、公立館で呪術をテーマとした展示は前例がほとんどなかったため、同館で開催することとなった。

このテーマを初めて扱ったのは令和3年度秋の企画展であり、反響が大きく、図録を求める声が多数寄せられた。図録は通常、夏季特別展のみ作成しているため、翌年度は既に別テーマが決定していたことから、令和5年度の夏季特別展で改めて開催した。図録は会期中に完売し、増刷を重ねるほど好評であった。

まじないは難解なテーマであるため、解説はできるだけ平易な言葉を用い、日常生活や身近な出来事と結びつける工夫を行った。展示で紹介した呪術は遠野独自のものではなく、古くは全国に共通していたものである。分かりやすい解説により、来館者が自身の知識との共通点を見出しやすくなり、SNSでは「自分の地域ではこうである」といった投稿が多く寄せられた。マンガやアニメに登場するまじないと共通するものもあり、創作ではなく江戸時代にも同様のまじないが存在したことが判明すると、話題性が高まった。

展示室全体を黒で統一し、テーマに即した雰囲気 연출 するなど、見せ方にも工夫を凝らした。パネルはすべて学芸員の手作りであり、予算削減にも努めた。SNS発信の効果も相まって、来館者数、図録、物販の売上は大きく伸長した。

② 令和7年度 夏季特別展「伊能嘉矩～台湾研究と郷土研究の生涯～」とコーナー展示「遠野物語と呪術」の連携について

令和7年度の夏季特別展では、遠野出身の人類学者・伊能^{いのう}嘉矩^{かのり}の専門的な研究成果を紹介する展示が行われた。嘉矩の功績は大きく、地域の偉人を取り上げる意

義も認められるが、人物を中心とした展示は対象範囲が限定され、専門性の高さから来館者数の伸び悩みが懸念された。来館者にまず足を運んでもらわなければ、その重要性に気付いてもらうことは難しい。そこで、来館者の関心を引きやすいテーマをコーナー展示として同時期に別室で開催する方策が取られた。

コーナー展示では、過去に大きな反響を得た「遠野物語と呪術」に関連する資料を一部取り入れ、来館者の興味を喚起する構成とした。テーマ性の異なる展示を並行して展開することにより、来館者の興味の幅を広げ、博物館全体の魅力向上につながった。また、このような展示の組み合わせは、地域文化を多角的に捉える視点を促すとともに、来館者が異なる切り口から地域の歴史や人物に触れる契機となっている。

③ 平成13年度夏季特別展「供養絵額—残された家族の願い」について

供養絵額とは、死者の冥福を祈り、家族や友人が寺院に奉納した板絵である。そこには生前の暮らしが豊かに描かれ、戒名などが記されている。これは江戸末期から明治期にかけて岩手県中央部で見られた独自の供養文化であり、特に遠野地方で盛んに制作された。

平成13年度の特別展では、供養絵額を通じて死者との関係性や残された家族の祈りを可視化する展示が行われた。当時、供養絵額の風習は廃れ、寺院での維持管理も困難となり、檀家に返却できないほど古いものはお焚き上げによって処分される傾向にあった。博物館はその文化的価値に着目し、展示を通じて地域住民や寺院に保存意識を促したのである。

展示後には、保存が難しい寺院からの寄贈が行われ、「失われていたかもしれない文化を救えた」との住民の声も聞かれた。さらに、ある寺院では、返却された供養絵額をもとに「供養絵額の寺」として看板に掲げ、寺の見どころの一つとして継続的に紹介している。このような事例は、展示が地域文化の価値を再認識する契機となり、住民の誇りや継承意識を高める効果をもたらした。

また、展示の成果を広く共有するために図録を出版し、市内外に発信したことは、供養絵額の文化的価値を客観的に捉える視点を育むとともに、保存や継承への意識を高める一助となった。図録は、地域の状況を知らせる資料として残る形を確保する役割も果たしている。

④ 「遠野町家のひなまつり」と冬季特別展「遠野のひな人形」について

「遠野町家のひなまつり」は、遠野駅周辺の町家や商店街を舞台に、地域に伝わる雛人形を公開する催しである。その歴史は古く、大正時代の記録にも見られるように、遠野に根付いた風習を現代に受け継いだものであり、平成11年に地域と博物館の連携によって復活した。

人形を展示する際、飾り方が分からない場合には学芸員が個別に対応し、飾り方だけでなくメンテナンスや保存方法についても助言を行っている。さらに、商店街の関係者や地域住民が来場者に説明できるよう、雛人形の歴史や文化的背景に関する講習会を実施している。講習では、雛人形一体一体に込められた意味について

も丁寧に解説し、飾り手自身の学び直しを促している。こうした取組により、地域行事を通じた文化継承の場が形成されている。

⑤ 教育機関との連携による学習支援

教育機関との連携を通じて、地域の文化資源を活用した学習支援を積極的に行っている。出前授業はもちろん、来館による見学の場合も事前に学校と打ち合わせを行い、内容を調整している。館内には古い道具が多数所蔵されており、教育目的で使用できる資料の貸出も行っている。要望に応じて出前授業を実施するほか、実際に資料に触れることができる体験コーナーも設け、児童・生徒の主体的な学びを促している。こうした教育機関での取組については、校長会などを通じて周知を図っている。

特に小学校における社会科の「昔の暮らし」に関する授業支援は年間約30件に及び、基本的にはすべての依頼に対応している。中学校では職場体験の受け入れや出前授業を行い、高等学校ではグループ学習の質問対応など、校種に応じた支援を実施している。

遠野緑峰高等学校の出前授業では「遠野物語」をテーマにした講義を行ったが、農業を学ぶ生徒であることを踏まえ、商品開発に関する内容を盛り込んだ。商品と遠野物語を関連づけることで商品に付加価値を与え、独自性を高める意義を、進路指導と関連づけながら伝えた。

以上の取組から、地域を知ることが将来的に遠野の魅力を外部に発信する力へとつながる可能性がうかがえる。この点において、博物館は地域資源の活用と人材育成を結びつける教育的実践の一例として捉えられる。

⑥ 遠野遺産制度と地域文化の継承

遠野遺産認定制度は、遠野市文化課が中心となって運営されており、博物館は文化課の一部門として、民俗・歴史・文化財に関する専門的知見を活かしながら、推薦遺産の調査や制度運営への助言を行っている。このような体制のもと、地域文化の継承と活用に向けた実効性のある支援が行われている。

この制度は平成19年に遠野市が創設したもので、地域に根ざした文化・自然・風習などを「遠野遺産」として認定し、市民主体で保護・活用していくことを目的としている。国や県の指定文化財とは異なり、地域住民が推薦し、調査委員会の審査を経て市が認定するボトムアップ型の仕組みが特徴である。

認定された遺産は、有形・無形・自然・複合の4分類に分けられ、現在までに175件が認定されている。認定後は市民団体が主体となって保護活動を行い、必要に応じて市から補助金が支給される仕組みも整備されている。また、この制度は地域の誇りを育みながら、持続可能な観光資源としても注目されており、令和6年には「世界の持続可能な観光地Top100選」に選出されるなど、国際的にも評価されている。

推薦された文化遺産の調査過程では、高齢化による担い手不足や資金面の課題など、地域が抱える現実と直面することもある。こうした課題に対しては、クラウ

ドファンディングの活用や外部ボランティアの参加など、他地域の成功事例を紹介しながら支援を行っている。たとえば、郷土芸能の復活を望む地域からの要望に対しては、過去に記録された映像資料の提供や、遠野市からの補助金支援など、文化課として制度的な支援を行うこともある。これらの取組は、地域の文化資源を単に保存するだけでなく、継承の担い手を育てる点で重要である。

さらに、毎年開催される「遠野文化遺産セッション」では、外部講師を招いた講演やシンポジウムを通じて、文化財保護の方法や課題解決の方策を共有する場を設け、市民主体の文化継承の仕組みづくりを支えている。認定によって地域で大切にされてきたものが外部に発信され、訪問者が増えることで地域の誇りが醸成される。加えて、遺産を活用したイベントや修繕事業が行われ、地域活性化にもつながっている。

⑦ 地域文化の共有と若年層へのアプローチ

遠野市立博物館のSNS発信は、単なる広報ではなく、展示の理解を深め、来館への興味を喚起する教育的手段として位置づけられている。情報を段階的に発信することで、閲覧者に「もっと知りたい」という意欲を生み、来館につなげる仕組みを構築している。

SNS活用の背景には、「遠野市立博物館」という名称だけでは展示内容が想像しにくく、特に市外の観光客にとって来館の動機が弱くなるという課題があった。来館後の感想に「来てみたら面白かった」という声が多いことから、事前に展示内容を発信することで来館促進を図る方針が採られた。また、遠野に来なければ博物館にも来ないため、遠野全体の魅力を発信することも重視されており、その結果、地域活性化にも寄与している。

遠野市では年中行事や信仰に関する文化が衰退し、神社や家神様の消失、掛け軸の廃棄などが進んでいる。こうした文化継承の課題に対し、同館はSNSを活用した情報発信を一つの解決策として位置づけ、地域文化の知識を広く共有する仕組みを整えている。博物館では4名の担当者がSNSを運用し、資料や地域の風景を丁寧に紹介している。各投稿では、資料1点ごとに話題性のあるキーワードを絡め、関心のない層にも届く工夫を行っている。また、全国共通の文化要素を提示することで、閲覧者が自身の地元と関連づけて文化に興味を持つきっかけも提供している。投稿には必ず写真を添付し、画像のトリミングや画質調整など視覚的な印象にも配慮している。これにより、現場の雰囲気近づける工夫が施され、閲覧者が資料や風景をより身近に感じられるようになっている。こうした工夫は、情報をわかりやすく届けることで文化理解を深める学びの場を広げている。

SNSは若年層にとって主要な認知経路となっており、遠野市立博物館のX（旧Twitter）アカウントは約6万人のフォロワーを有している。自治体設置の歴史系博物館として全国第1位、国立・公立を含む歴史系博物館全体では全国第4位と報じられており¹⁰、その情報発信力の高さがうかがえる。

¹⁰ 令和7年9月10日付『朝日新聞』、奈良文化財研究所の調査に基づく報道による。

SNS活用の効果は来館者アンケートにも表れている。令和5年度に開催された特別展「遠野物語と呪術」では、来館者の約6割が「SNSをきっかけに来館した」と回答している。この展覧会は、呪術というテーマがマンガやアニメなどのポップカルチャーと関連性を持ち、若年層に人気が高いことから、SNSとの親和性が非常に高かった。こうしたテーマ性と発信戦略の組み合わせが、来館促進に大きく寄与したのである。フォロワー数の増加に伴い、来館者数も着実に伸びている。



©遠野市立博物館（出典：X公式アカウント <https://x.com/tonomuseum>）

「偽汽車」など検索したくなる言葉で好奇心を刺激し、展示へと誘う戦略。全国共通の文化要素を絡めることで情報を身近に感じさせ、地域文化への共感を広げる工夫がなされている。

ウ 事例調査を通して

（ア）【視点1：基本的な社会教育的役割】から見た考察

遠野市立博物館は、地域に根ざした資料の収集・保管・展示を通じて、文化の保存と学びの場を提供している。「遠野物語と呪術展」では、住民から「見てほしい」という依頼を受け、寄贈へとつなげる過程で修験者関係の資料が充実し、その蓄積が展示として結実した。このやり取りを支えているのが地域社会と博物館との信頼関係であり、そうした関係性が継続的な資料形成を可能にしている。

また、難解な印象を持たれがちな呪術というテーマに対しては、平易な言葉による解説や日常生活とのつながりを示す工夫を行い、来館者が理解しやすい環境を整えた。さらに、SNS発信においても単なる広報にとどまらず、展示の背景や資料の意味をわかりやすく伝えることで、来館者の関心を喚起し、来館意欲の向上につなげている。

「供養絵額展」では、地域に残された絵額を手がかりに供養文化の意味や背景を明らかにし、住民や寺院に保存の重要性を伝えた。その結果、寄贈や継続的な紹介が生まれ、地域文化の価値を再確認し、保存への意識を高める契機となっている。こうした展示の成果は、図録の出版によって記録され、後世に参照可能な資料として残されている。

さらに、教育機関との連携では、出前授業や資料貸出、体験コーナーの設置を通じて、児童・生徒が主体的に学べる機会を提供している。小学校における「昔の暮らし」の授業支援や、高等学校での遠野物語を活用した講義は、地域文化への理解を深めるとともに、将来の発信力を育む取組として位置づけられる。

これらの活動を通して、同館は、資料の収集や展示にとどまらず、教育や情報発信を含めた多様な実践を積み重ねることで、地域文化に関する知を社会的に共有する基盤を形成している。

(イ)【視点2：新たな社会教育的役割】から見た考察

ここでは、遠野市立博物館が複数の事業や制度を通じて、地域との関わりを広げている点に注目する。

「遠野物語と呪術展」では、マンガやアニメなどポップカルチャーと関連づけたテーマ設定を行い、SNS発信と組み合わせることで、若年層の来館を促すと同時に地域の話題性を高めた。SNSは単なる広報にとどまらず、資料の背景や文化的意味をわかりやすく紹介することで、興味を喚起する教育的手段として機能している。このような発信は、遠野市全体の魅力を伝える取組とも結びつき、地域への訪問や交流を促す効果を持っている。

令和7年度の伊能嘉矩展では、専門性の高い人物展示に対し、過去に反響の大きかった呪術関連資料をコーナー展示として組み合わせ、来館者の関心の広がりを意識した構成が取られた。異なるテーマを並行して提示することで、来館者が複数の切り口から地域文化に触れる機会が生み出されている。

また、「遠野町家のひなまつり」では、博物館が飾り方や保存方法について助言を行い、講習会を通じて説明者を育成することで、地域行事の継続を支えている。こうした関与は、住民が文化を語り継ぐ力を高め、地域コミュニティの結びつきを強化する役割を果たしている。

さらに、遠野遺産制度を通じて、市民団体による保護活動やイベントが展開され、地域の誇りの醸成や交流の場の創出につながっている。担い手不足や資金面の課題に対しては、クラウドファンディングや外部ボランティアの活用といった事例を紹介するなど、課題への対応策を共有する実践も行われている。

これらの取組を通じて、同館は、住民や来館者が地域文化に関わり、参加し、交流するための接点を生み出す役割を担っており、文化の保存と魅力発信、地域の活性化を結びつける媒介として機能している。

(5) 広域的な事例：岩手県立博物館

本研究では、基礎自治体が運営する博物館を中心に事例調査を行ったが、地域全体の社会教育的役割を考える上で、県立博物館の存在も重要である。岩手県立博物館では、文化庁の助成を受けたデジタル化事業を進めており、これは市町村館では難しい広域的な仕組みを必要とする取組である。本稿では、その概要を紹介する。

ア 施設の概要

- ・ 所管：岩手県
- ・ 区分：登録博物館
- ・ 施設運営：岩手県文化振興事業団
- ・ 敷地面積：53,112.78m²
- ・ 建築面積：5,192m²
- ・ 博物館事業費：43,322千円（令和7年度）
- ・ 展示構成：エントランスホール
総合展示室
いわて自然史展示室
いわて文化史展示室
体験学習室
屋外展示
- ・ 入館者数：令和4年度 31,617人
令和5年度 75,196人
令和6年度 33,421人
- ・ 職員数：22名（事務職5名 学芸職17名）
- ・ 開館：昭和55年



〈設立経緯と設置目的〉

岩手県立博物館は、岩手県が誇る豊かな自然及び文化史に関する資料と情報を収集保管して、調査研究によりその資料価値を見出し、成果を展示や教育普及などの事業で公開する全県的な機関として、教育・学術・文化の振興・発展に大きく貢献してきた。

近年、地球環境保全への関心の高まりや急速な国際化、生活様式の多様化といった社会的変化の中で、県民の学習意欲に応える生涯学習の中核機関として、より充実した役割を果たすことが求められている。

こうした背景を踏まえ、同館は岩手の地質・生物相、縄文文化や平泉文化などの歴史の変遷、地域性豊かな民俗事象を基盤とし、広域的な特性を活かしながら新たな価値の創出を目指している。その使命は次の3つに整理される。

1. ユニークで多彩な資料の蓄積とその活用に基づく岩手の自然史・文化史の拠点
2. 幅広い交流による知的活動への寄与と新たな地域文化の創造
3. 社会から託された博物館の役割を実現するための基盤整備

（令和6年度岩手県立博物館年報より）

イ 実施事業

(ア) 令和6年度事業

- 調査研究事業
- 資料収集保管事業
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会期
常設展示	本館常設展	通年
テーマ展	「ラグビーといわて」	2024/3/23～5/19
テーマ展	「ふしぎな縄文」	2024/6/8～8/25
企画展	「捕食者の献立」	2024/9/28～12/1
テーマ展	「辿る～岩手の囲碁・将棋～」	2025/1/7～3/9
テーマ展	「驚異の部屋～博物館の珍品・お宝大集合～」	2025/3/29～5/18

○教育普及事業

事業名	内容
展示付帯事業	学芸員による展示解説会、こどもジョウモン教室、テーマ展「辿る～岩手の囲碁将棋～」関連イベント、解説員による依頼開設、長期休暇期間子ども向け解説、チャレンジ！はくぶつかん、ワードクイズ、ナイトミュージアム、文化講演会、岩手県立博物館友の会 話のサロン、県博日曜講座（全22回）
教育普及事業（見学会）	バックヤードツアー、地質観察会、自然観察会、植物園案内
教育普及事業（鑑賞会）	ミュージアムコンサート、ミュージアムシアター
教育普及事業（ワークショップ）	たいけん教室～みんなのためそう～、ゴールデンウィーク スペシャルイベント、民俗講座「たいけん！むかしのくらし」、冬のワクワク！ワークショップ
教育普及事業（実習・講習会）	博物館で学ぶ岩手の歴史講座、館園実習、文化財取り扱い講習会、教員のための博物館の日
教育普及事業（その他）	岩手県立博物館まつり 2024/10/12, 13、県博出前講座

○その他

事業名	内容
講演会・講座に係る職員派遣	博物館が実施する岩手県の鳥類調査 ほか28件
学校教育との連携	博物館展示活動を活用した学習利用の受け入れ、教材貸出、展示資料目録ならびに新学習指導要領対象目録の改訂、県内学校との博学連携プロジェクト、博物館館園実習
職場体験・インターンシップ	職場の仕事内容の説明と学芸員体験
問い合わせ受付	質問や要望、調査研究に関することなど多岐にわたる
総括出版広報	印刷物、広報活動、博物館ホームページ及び SNS の運営
情報機器の管理	Free Wi-Fi 設備の更新作業
委員会等職員派遣	県や市町村等の依頼に応じて学芸員を派遣

外部助成	2023年度河北潟研究奨励助成、環境研究総合推進費、令和6年度屋久島研究調査活動奨励事業
連携協定	三陸ジオパーク推進協議会と連携協力していく事業を推進
被災文化財等再生活動	被災紙製資料安定化処理及び修理業務、被災鳥羽源蔵コレクション安定化処理及び修理業務、被災自然史関連資料修理業務、被災民俗資料安定化処理業務
三陸希望遺産デジタル・アーカイブ構築プロジェクト	デジタル・アーカイブ構築活動、デジタルデータ活用活動、ノウハウの共有に関する活動、
能登半島地震文化財レスキュー	輪島市における調査・救援、一時保管場所における資料整理、七尾市における救援島市における調査・救援等

(イ) 三陸希望遺産デジタル・アーカイブ構築プロジェクトについて

岩手県立博物館は、博物館法改正を踏まえ、文化庁のイノベートミュージアム事業¹¹として「三陸希望遺産デジタル・アーカイブ構築プロジェクト」を推進している。東日本大震災後に顕在化した「標本と情報の分離」という課題を背景に、三陸地域の化石標本を対象に3Dデータ化とレプリカ活用を進める取組である。

岩手県は面積が広く、文化資源が各地に分散しているため、県レベルでネットワーク化し、資料を共有する仕組みが不可欠である。電子データによる管理は災害時のセーフティネットとして機能し、遠隔地や海外とのデータ共有を可能にする。また、3Dプリンタによるレプリカは、展示や教育活動において触察¹²や拡大・縮小を通じた学習を促進する。こうした仕組みは、広域的な文化資源の活用を支えるものであり、同館はその中核館としての役割を担っている。さらに、この取組は、防災・リスク分散、教育・地域活性化、そして全国的なモデル形成という意義を持ち、文化庁の施策における先進的な事例として評価されている。

活動事例

○地域活性化イベント

博物館周辺の町内会と連携し、商店街や公園に化石レプリカを配置した。子どもと保護者が協力して探索するイベントで、地域の魅力再発見にもつながった。

○書店との連携

書店の図鑑コーナーに化石レプリカを展示する計画を進めている。図鑑と組み合わせることで子どもの興味を喚起し、博物館への関心を高める「ポータルミュージアム」として機能させることを目指している。

¹¹ 文化庁「Innovate MUSEUM 事業」…改正博物館法の趣旨を踏まえ、博物館資料のデジタル化・アーカイブ化や業務のDXを通じて、機能強化と組織連携を支援する事業である（文化庁公式サイト）。

¹² 視覚に障害のある方が主に手で触って、触覚を活用して感じ取り、詳しく調べて事物の状態や変化を客観的に明らかにすることを触察という（公益社団法人NEXT VISION公式サイト「触察とは」）。

○三陸ジオパークとの連携

ジオパーク施設に化石レプリカを配置し、博物館から遠い地域の人々にも資料に触れる機会を提供する予定である。来館促進と広域的な学びの場の創出を目指している。

○教育普及事業の実施

本事業で作成したデジタルデータを活用し、県立高等学校や特別支援学校で出前授業を実施した。レプリカや3Dデータを教材として用いるだけでなく、資料のデジタル化の意義や方法も紹介した。

6 「博物館」の地域における社会教育的役割の考察

ここまで、大阪市立自然史博物館、昭和日常博物館、北上市立博物館、遠野市立博物館の事例を、視点1と視点2から検討してきた。それぞれの館は、地域の文化や歴史を支える基本的な役割を担いながら、その基盤を活かして地域に開かれた活動を展開している点で共通している。一方で、その方法や広がり方には館ごとの特徴が見られ、単なる並列ではなく、相互に関係しながら展開する姿が確認できた。

本研究の視点1と視点2の関係を比喩的に「根と枝葉」として捉えると、視点1は、資料の収集・保管・展示、調査研究、普及活動を通じて地域の知を蓄積し共有する役割であり、博物館が地域社会における学びの基盤を形成する「根」に相当する。一方、視点2は、その基盤をもとに地域に開かれた活動を展開し、交流や協働を通じて地域の活力向上を目指す「枝葉」である。根が枝葉を支えるだけでなく、養分を送り育てるように、視点1で蓄積された知は、協働や情報共有の仕組みを通じて視点2へと接続される。すなわち、根から切り離された枝葉が育たないのと同様に、この接続があって初めて視点2の活動は地域に広がりをもたらす。両者は独立した役割ではなく、視点1を基盤として視点2が展開されることで、博物館の社会教育的役割が具体化すると考えられる。

以下の表は、4館の取組を視点1と視点2に沿って整理したものである。

大阪市立自然史博物館：自然分野の専門知を基盤とした、市民参加型・継続型学習の形成

視点1（根）	自然史資料の体系的蓄積 調査・普及の継続性（市民・NPO・サークルとの協働） 学習基盤の拡張（デジタルアーカイブ・バーチャル展示等）
視点2（枝葉）	交流形成（大阪自然史フェスティバル） 次世代育成（ジュニア自然史クラブ） 協働関係の拡張（館内外の協働ネットワーク）

昭和日常博物館：生活文化の記憶を基盤とした、語りと社会参加の実践形成

視点1（根）	昭和期の生活資料の体系的蓄積 実践基盤の形成（回想法スクール等） 外部展開の構造化（福祉・医療・教育機関）
視点2（枝葉）	語りの場の形成（展示室・地域拠点・福祉現場） 自主的実践の継続・拡張（いきいき隊・無償ボランティア） 世代間伝承（昔のくらしの共有・学校連携）

北上市立博物館：地域史資料の蓄積を基盤とした、対話と協働による学びの形成

視点1（根）	地域史資料の体系的蓄積 知の記録化・蓄積（図録・地域の研究成果との接続） 共有基盤の拡張（広域・異分野連携による舟運史の共有）
視点2（枝葉）	住民提案の事業化と主体的関与（展示・フォーラム・探訪会） 連携による波及（複数館協働から講演・調査へ） 専門知と地域文化の継承（研究成果の反映・職人実演）

遠野市立博物館：民俗資料の蓄積を基盤とした、理解促進と継承に向けた取組の形成

視点1（根）	民俗資料の体系的蓄積 知の記録化・理解支援（図録・平易な解説・共通文化要素の参照） 教育連携・保存支援の基盤化（出前授業・供養絵額での保存意識喚起）
視点2（枝葉）	魅力発信（SNSによる興味喚起・ポップカルチャーとの接続） 関心拡張（伊能嘉矩＋呪術資料の併置） 継承支援（町家ひなまつり支援・説明者育成・遠野遺産制度）

視点1と視点2が結びつきながら展開していく博物館のあり方は、国際的定義および国内的理念と照らし合わせてみても、その方向性とも整合している。

国際的定義では、ICOM（国際博物館会議）が2022年に「博物館は有形および無形遺産を研究・収集・保存・解釈・展示するとともに、コミュニティの参加と協働のもとで、教育や楽しみ、省察、知識共有のための経験を提供する存在」と定義した（P5参照）。ここでは、知の蓄積・共有という基盤が示されると同時に、それが社会に開かれるプロセスが明確に位置づけられており、視点1と視点2の接続を裏づける内容となっている。

国内的理念も同様である。文化審議会（2021）『博物館法制度の今後の在り方について（答申）』では、【存在意義】として市民参画・協働のもとで「もの」と「ひと」・「ひと」と「ひと」を結び付けるコミュニケーションの場であることを示し、【使命】として保存（保護）・継承、調査研究とその成果に基づく資料の価値向上、資料を通じた学びの促進と文明・環境理解の深化を掲げる。さらに、【今後必要とされる機能の例】として交流・対話や市民による創造的活動の促進と支援、地域福祉への貢献などを挙げており、視点1の基盤を強化しつつ、視点2の役割を広げる方向性が明確に示されている（P10参照）。

以上から、国際的定義および国内的理念は、博物館が知の蓄積と共有を基盤に、地域との協働を通じて学びと交流を広げるという社会教育的役割を支持しているといえる。

さらに、最近注目される文化的コモンズの観点から捉えても、両者には高い共通性が見られる。文化的コモンズとは、地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地¹³のような文化的営みの総体を指す概念である。この考え方は、東日本大震災後に公立文化施設の役割を再検討する過程で示され、財団法人地域創造¹⁴（2014）の提言において明確化された。同提言では、「公立文化施設は、文化的なつながりを求めて人々が集まり、地域の記憶と共感の装置として機能する文化拠点を目指し、地域で継承された伝統芸能やお祭り、文化団体やアートNPOなど、多様な文化の担い手とも手を結び、文化的コモンズの形成を牽引する役割を担うべきである」とされる。

¹³ 入会地…地域の共同体が、薪炭・用材・肥料用の落葉を採取するために総有する山林や原野などの土地のこと。

¹⁴ 財団法人地域創造…地域における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりを目的として、地方公共団体との緊密な連携の下に、地域における文化・芸術活動を担う人材の育成、公立文化施設の活性化支援、情報提供、調査研究などの事業に取り組んでいる団体。

また、佐々木秀彦¹⁵（2024）はこの提言を受け、「文化的コモンズを形成する主体として、公立文化施設をはじめ文化団体やまちづくり団体、商店街や地場産業、教育機関や福祉施設など、文化に関わるさまざまな施設、場所、組織活動が挙げられる。こうした多様な主体が相互に関わりあうことで、地域固有の文化的コモンズが形成されていく」と述べている。

こうした議論を踏まえて博物館を位置づけると、博物館は資料の蓄積と共有を基盤に、他の文化施設や地域組織と協働し、文化的コモンズの形成を牽引する社会教育的役割を担う存在として捉えられる。

ここで本研究の視点を踏まえると、視点1で示した「知の蓄積と共有」は、文化的コモンズの核であり、博物館が収集・整理した資料は、他の文化施設や地域組織との協働によって活用されることで、保存を超えた価値を生み出す。この知の共有が、視点2で示した「地域の活性化」へとつながる。つまり、博物館は単体の役割を超え、文化的コモンズの中で資料を媒介として多様な主体を結びつけ、学びや交流を広げることで、地域社会に新たなつながりと創造性をもたらしていくと考えられる。

このように、視点1と視点2の関係は文化的コモンズと高い共通性を持つことがわかる。今後はこの枠組みについても検討を進めていく必要があるだろう。

これらを踏まえ、本研究では、博物館の地域における社会教育的役割を、「知の蓄積と共有を基盤に、人と人を結び、地域の文化と暮らしをつなぐ学びと交流の場を持続的に創出すること」と捉える。

1年次のアンケートでは、人材不足や財政制約といった課題が明らかになった一方で、多くの館が自館の特色を発揮し教育活動や地域連携に取り組んでいることが確認された。さらに、2年次の取組事例からも、こうした厳しい条件の中で各館が創意工夫を重ね、地域に開かれた活動を展開している実態が見えてきた。これらの事例は、今後この役割を持続・発展させるために必要な条件の検討に際して重要な手がかりになると考えている。

¹⁵ 佐々木秀彦…文化施設論・文化資源論を専門とし、公立文化施設の役割や文化政策について論じている。
『文化的コモンズ 文化施設がつくる交響圏』、みすず書房、2024

Ⅲ 研究のまとめ

本研究は県内の各市町村博物館等施設において、博物館の地域における社会教育的役割を検討することを目的としたものである。そのための方法として文献調査・アンケート調査・事例調査により検証を行った。

以下に、この調査・研究を通して得られた成果と課題について述べる。

1 研究の成果

- (1) 博物館という施設の、歴史的背景やその定義、法律、博物館に求められている役割など文献・資料を通じてまとめることができた。
- (2) 県内の「博物館」の現状を探るために、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設を対象にアンケート調査を実施し、取組の実態と各施設の抱える問題・課題等を把握することができた。
- (3) 事例調査により、博物館が地域の学びと文化を支える土台として、地域の人々や団体と協力しながら資源や知識をともに生み出し、その成果を広く共有する取組を進めていることを確認した。こうした協働と共有の広がりを踏まえ、人と資源のつながりを活かした新しい学びの可能性を展望することができた。

2 今後の課題

今回の研究では活動内容に焦点を当てたため、教育委員会所管か市町村所管かといった管理体制、登録博物館か相当施設（法改正後は指定施設）か、あるいは類似施設かといった制度上の区分、自治体直営か指定管理かといった運営形態、さらに財政的な制約や人員体制などの条件が、社会教育的役割の実現にどのように影響するのかまでは十分に検討できなかった。こうした要因がもたらす特徴や課題を明らかにすることを、今後の研究に期待したいと思う。

主な参考文献・Webページ

- 1 椎名仙卓 著.『日本の博物館成立史－博覧会から博物館へ』.雄山閣. 2005年
- 2 博物館法令研究会 編著.『改正博物館法詳説・Q & A』.水曜社. 2023年
- 3 ICOM（国際博物館会議）日本委員会. “ICOM Japan ” .<https://ICOMjapan.org>.（最終閲覧2025-1-9）
- 4 五月女賢司 著.「国際博物館会議（ICOM）による「Museum」の新定義とこれからの博物館」
『日本の科学者』所収 Vol.59 No.12.10-18
- 5 山西良平 著.「日本の博物館の現状と課題について－博物館法改正を中心に」『日本の科学者』所収 Vol.59 No.12.04-09
- 6 文化庁. “博物館法の一部を改正する法律の概要” .
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/pdf/94128703_02.pdf
（最終閲覧2025-1-9）
- 7 文化審議会. “博物館法制度の今後の在り方について（答申）”. 文化庁.2021-12-20.
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf
f（最終閲覧2025-1-9）
- 8 小川義和・五月女賢治 編著.『挑戦する博物館 今、博物館がオモシロイ!!』ジダイ社.2018, 64p
- 9 岩手県政策地域部政策推進室 「いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン」
- 10 市橋芳則 著. ” 「博福連携」で高齢者とミュージアムを結ぶ” 『発信する博物館』. 小川義和・五月女賢司 編著. 2021.201-202p
- 11 財団法人地域創造.『文化的コモンズの形成に向けて：災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究報告書』2014年
https://www.jafra.or.jp/fs/2/4/6/3/9/_/24-25_1.pdf（最終閲覧2026-1-12）
- 12 佐々木秀彦 著 .『文化的コモンズ 文化施設がつくる交響圏』 . みすず書房. 2024

[巻末資料 I] 博物館等施設がない市町村について

令和5年度社会教育基本調査に基づき、本研究に関連してアンケート調査を実施した結果、博物館等施設を持たない市町村が複数存在することが明らかになった。これらの市町村の担当者に電話による聞き取りを行ったところ、以下の状況が確認された。

- ・ 多様な文化財資料が存在するため、その保管および展示スペースの必要性を認識しているが、施設建設に必要な費用を確保できない。当面は閉校した学校を収蔵庫として利用しているが、資料が各地に点在しているため、1か所に集約したいと考えている。
- ・ 郷土資料室や図書室はあるものの、建物の一部を利用しているだけであるため「博物館」として報告していない。さらに、老朽化による耐震性への不安があり、移転先を検討中である。閉校施設の活用を予定しているが、具体的な決定には至っていない。
- ・ 博物館等施設の建設計画は過去に複数回検討されたが、資金不足により実現していない。現在は移築した古民家を利用し、農具などの資料を展示している。今後、閉校した学校を改修し文化施設として活用する案もあるが、改修には相応の予算が必要であるため、新たな施設建設を含めて検討している。

問5 貴施設の活動目的で特に重視していることは何ですか。
 あてはまることを5つまで○をつけてください。

- 1.収集した収蔵品の公開
- 2.資料の保存
- 3.資料公開による教育
- 4.専門的な研究
- 5.専門分野の普及教育
- 6.地域文化の発信
- 7.地域密着・交流
- 8.地域貢献
- 9.国際交流
- 10.文化交流
- 11.余暇を過ごす場として
- 12.その他

※その他の内容を教えてください。

--

問6 (1)教育活動を行っていますか。

- 1.行っている→(2)(3)へ 2.行っていない→(4)へ

【回答欄】

--

(2)行っている教育活動の内容で、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1.展示解説の実施
- 2.体験学習の実施
- 3.講義等の実施
- 4.教育資料の作成
- 5.博物館実習など
- 6.出張プログラム

(3)その対象で、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1.学校団体向け
- 2.一般向け
- 3.子ども向け
- 4.障がい者向け
- 5.専門家向け

行っている教育活動の事業名を具体的に教えてください。

1	
2	
3	

(4)教育活動を行っていない主な理由を教えてください。

1	
2	
3	

問7 (1)他の博物館と連携していますか。

- 1.連携している→(2)(3)へ
- 2.連携していない→(4)へ

【回答欄】

(2)連携している施設名を教えてください。

(3)連携の具体的な内容を教えてください。

1	
2	
3	

(4)連携していない主な理由を教えてください。

1	
2	
3	

問8 (1)地域と連携していますか（過去5年くらいの間の活動について教えてください）。

- 1.連携している→(2)(3)へ
- 2.連携していない→(4)へ

【回答欄】

(2)あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1.地方公共団体が主催する生涯学習活動と連携して、事業・活動を行っている。
- 2.民間のカルチャー・スクールと連携して、事業・活動を行っている。
- 3.地域の自主的な学習サークルの活動に、館として協力している。
- 4.地域の自主的な学習サークルの活動に、館への協力を求めている。
- 5.地域住民や地域のサークル・団体等に、館の施設を提供している。
- 6.地元の企業・業者・事業所等と協賛・協力し合って事業・活動を行っている。
- 7.地元の企業・業者・事業所等がつくる団体（商店会、商工会、商工会議所、農協等）と協賛・協力し合って事業・活動を行っている。
- 8.町づくりや町の活性化を目的に、行政や市民等がつくる団体に協力して事業・活動を行っている。
- 9.観光協会、旅行会社等と連携・協力している。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	

(3)主な連携先と具体的な内容を教えてください。

1	
2	
3	

(4)連携していない主な理由を教えてください。

1	
2	
3	

問9 以下にあげる問題・課題について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(1)経営・運営に関して

- 1.館の特色がうまく出せていない。
- 2.利用者のニーズに十分応えられてない。
- 3.地域の課題に十分応えられていない。
- 4.館の使命・目的、運営情報の発信が不十分である。
- 5.中・長期的な目標・計画が立てられていない。
- 6.博物館の評価が実施できていない。
- 7.博物館の評価の結果が活用できていない。
- 8.広報・PRが十分でない。
- 9.財政面で厳しい状況にある。
- 10.防災対策等の危機管理に関する取り組みが不十分である。

(2)組織体制に関して

- 1.職員の数が不足している。
- 2.学芸系職員の力量が十分発揮できていない。
- 3.職員の研修が不足している。

(3)利用者に関して

- 1.入館者が十分確保できていない。
- 2.外国人向けの対応が不十分である。
- 3.高齢者や障がい者への対応が不十分である。
- 4.館の特色をうまく伝えられていない。

(4)事業に関して

- 1.調査研究活動が十分できていない。
- 2.調査研究活動の公開ができていない。
- 3.常設展示の更新が十分できていない。
- 4.特別（企画）展がなかなか開催できていない。
- 5.ICT（情報通信技術）を利用した新しい展示方法が導入できていない。
- 6.教育普及活動が十分できていない。
- 7.館の特色がうまく出せていない。

(5)資料に関して

- 1.新たな資料を入手しにくくなっている。
- 2.資料の修復が十分にできていない。
- 3.必要な資料整理が進んでいない。
- 4.資料や資料目録のデジタル化が十分できていない。
- 5.ウェブサイト等を使った資料の情報公開が十分できていない。
- 6.資料を良好な状態で保存することが難しくなっている。
- 7.収蔵スペースが不足している。

(6)連携・協力に関して

- 1.学校教育との連携が不足している。
- 2.大学や研究機関との連携が不十分である。
- 3.他の博物館（学校の博物館を含む）との交流が少ない。
- 4.図書館、公文書館、公民館等との連携・協力が不十分である。
- 5.社会教育関係団体や地域の企業との連携・協力が不十分である。

(7)施設設備に関して

- 1.施設が手狭である。
- 2.施設設備が老朽化している。
- 3.ショップやレストラン等、来館者のためのサービス設備が不十分である。
- 4.駐車場が不足している。
- 5.施設の耐震化対策が不十分である。


今後改善したいことや困っていること、課題等についてお聞かせください。

1	
2	
3	

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

[巻末資料Ⅳ] その他の参考事例

[事例調査資料①]

施設名	一関市民俗資料館																							
調査実施日	令和7年7月25日																							
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管：一関市教育委員会 ・ 区分：博物館類似施設 ・ 施設運営：一関市（施設管理は渋民振興会による指定管理） ・ 敷地面積：3,201m² ・ 博物館面積：781m² ・ 博物館事業費：2,521千円（令和7年度、燻蒸実施年） ※人件費・施設管理費含まず ・ 展示構成：「農家の暮らし」「山辺と川辺の暮らし」「暮らしの楽しみ」「はるか昔の暮らし」 ・ 入館者：令和4年度 1,336人、令和5年度 1,489人、令和6年度 1,121人 ・ 職員数：6名（併任3名、兼務1名、会計年度任用職員2名） ・ 開館：平成30年 ・ 近隣施設：芦東山記念館 																							
設立経緯と設置目的	<p>平成24年度まで渋民小学校の校舎だった建物の2階を改装し、民俗資料館として平成30年11月1日に開館。1階は渋民市民センターである。展示室・展示ホール・学習室・資料室を備え、昭和30年代を中心とした人々の暮らしや生業の様子を伝える生活用具、農具などの民俗資料を展示し、当地方のかつての暮らしの様子を紹介している。</p>																							
令和7年度事業	<p>○調査研究事業（企画展実施に伴う調査研究）</p> <p>○資料収集保管事業（市内寄託寄贈希望に関する対応）</p> <p>○展覧事業</p> <table border="1" data-bbox="354 1377 1382 1671"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分</th> <th>事業名（展覧会名）</th> <th>会期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展示</td> <td colspan="2">本館常設展</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td colspan="2">「JR大船渡線開業100年記念 暮らしのなかの大船渡線」</td> <td>2025/5/31 ～9/23</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td colspan="2">「生誕150年記念 柳田國男と一関地方」</td> <td>2025/10/25 ～12/7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教育普及活動</p> <table border="1" data-bbox="354 1787 1382 2029"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出前授業</td> <td>資料を依頼施設に運び込み、解説を行う。主に遠方の市内小学校からの依頼が中心となっている。</td> </tr> <tr> <td>市民学芸員活動</td> <td>参加者にキャプションや展示について意見を頂く。小学生親子を対象とした体験講座のサポート。</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分		事業名（展覧会名）	会期	常設展示	本館常設展		通年	企画展	「JR大船渡線開業100年記念 暮らしのなかの大船渡線」		2025/5/31 ～9/23	企画展	「生誕150年記念 柳田國男と一関地方」		2025/10/25 ～12/7	事業名	内容	出前授業	資料を依頼施設に運び込み、解説を行う。主に遠方の市内小学校からの依頼が中心となっている。	市民学芸員活動	参加者にキャプションや展示について意見を頂く。小学生親子を対象とした体験講座のサポート。
事業区分		事業名（展覧会名）	会期																					
常設展示	本館常設展		通年																					
企画展	「JR大船渡線開業100年記念 暮らしのなかの大船渡線」		2025/5/31 ～9/23																					
企画展	「生誕150年記念 柳田國男と一関地方」		2025/10/25 ～12/7																					
事業名	内容																							
出前授業	資料を依頼施設に運び込み、解説を行う。主に遠方の市内小学校からの依頼が中心となっている。																							
市民学芸員活動	参加者にキャプションや展示について意見を頂く。小学生親子を対象とした体験講座のサポート。																							

出前授業	資料を依頼施設に運び込み、解説を行う。主に遠方の市内小学校からの依頼が中心となっている。				
市民学芸員活動	参加者にキャプションや展示について意見を頂く。 小学生親子を対象とした体験講座のサポート。				
民俗芸能記録映像 上映会	文化財課が撮影した市内民俗芸能の上映。(年2～3回)				
講演会	企画展関連講演会1回の実施。 日程 令和7年11月8日 講師 石井正己 氏 演題 ジャーナリスト柳田國男がみた東北				
謎解きラリー	芦東山記念館との共同事業。両館資料を題材とした問題を作成し、両館への来館者増加を図る。				
○その他					
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th style="width:50%;">事業名</th> <th style="width:50%;">内 容</th> </tr> <tr> <td>情報公開活動</td> <td>ホームページ管理 宣伝</td> </tr> </table>		事業名	内 容	情報公開活動	ホームページ管理 宣伝
事業名	内 容				
情報公開活動	ホームページ管理 宣伝				
所感	<p>学芸員によれば、旧渋民小学校をリノベーションした施設は予算面での工夫が見られる一方、空調のない環境は資料にも利用者にも厳しい現状だという。学芸員は民俗資料館と芦東山記念館を兼務し、さらに複数の学校対応も担っており、限られた時間の中で工夫しながらも負担は大きい。道の駅開業やJR大船渡線100周年など地域の出来事を展示に取り込み、2館連携で企画を広げる姿勢は、小規模館ならではの柔軟さを示している。道の駅でのディスプレイを通じて、立ち寄った人が地域を回遊するきっかけをつくる取組も印象的である。学芸員は「地域のセールスマン」あるいは「道先案内人」として、文化を媒介に人を動かす役割を果たしていると感じる。行政や地域からの依頼を積極的に引き受け、講演会などを通じて要望を聞き、展示や事業に反映する姿勢も、地域と文化を結びつける重要な営みとなっている。市民学芸員との協働や史談会からの聴き取りを活かした企画も、文化を守る基盤となっている。小規模館だからこそ、細やかな調査や即時展示が可能であり、地域に密着した活動が文化財への理解を育んでいる。こうした営みは、施設ありきではなく、地域とのつながりの延長線上に成り立っている点が重要。文化を守る現場は、人と人の関係性に支えられており、学芸員の姿勢にその重みを感じた。</p>				

[事例調査資料②]

施設名	奥州市牛の博物館										
調査実施日	令和7年7月25日										
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管：奥州市教育委員会 ・ 区分：登録博物館 ・ 施設運営：奥州市 ・ 敷地面積：33,152m² ・ 博物館面積：1,447.5m² ・ 博物館事業費：12,465千円（令和7年度） ※人件費・施設管理費含まず ・ 展示構成：「牛の生物学」 「牛と人とのかわり」 「前沢牛と郷土」 ・ 入館者数：令和4年度 7,885人 令和5年度 8,801人 令和6年度 9,222人 ・ 職員数：10名 ・ 開館：平成7年 										
設立経緯と設置目的	<p>近年、暮らしが豊かになり、食料に限らず家畜からの生産物がふんだんに供給されるようになった。中でも「牛」は乳、肉、皮などを私たちに提供し、発展途上国においては役畜として家畜の中でも重要な位置を占めているといえよう。しかし、日常生活の中で生きた家畜の存在感は希薄になっていくように思われる。</p> <p>そのような背景の中で牛の博物館は、前沢牛を生み出した地域の特性を基盤に牛の品種や体のしくみなど自然科学的側面、家畜としての歴史や世界の人々の牛との暮らしといった人文科学的側面の双方からアプローチした他に類のないユニークな博物館をめざす。そのため日本はもとより世界各地から牛にまつわる資料を収集し、牛と共存してきた人間の文化を総合的に取り上げて研究を行う。</p> <p>「牛」をテーマに生命と自然を理解し、人間の生活を探求して未来を探る博物館として情報の発信地となるような活動をする。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年度牛の博物館年報より）</p>										
令和7年度事業	<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究事業 ○資料収集保管事業 ○展覧事業 <table border="1" data-bbox="352 1805 1382 1998" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">事業区分</th> <th style="text-align: center;">事業名（展覧会名）</th> <th style="text-align: center;">会期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常設展示</td> <td style="text-align: center;">本館常設展</td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家族で楽しむ 企画展 2023</td> <td style="text-align: center;">「牛とはたらくおしごと展」</td> <td style="text-align: center;">2023/4/22 ～6/11</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業名（展覧会名）	会期	常設展示	本館常設展	通年	家族で楽しむ 企画展 2023	「牛とはたらくおしごと展」	2023/4/22 ～6/11
事業区分	事業名（展覧会名）	会期									
常設展示	本館常設展	通年									
家族で楽しむ 企画展 2023	「牛とはたらくおしごと展」	2023/4/22 ～6/11									

第31回企画展	「世界のカウベル」	2023/7/15 ～10/22
市内文化財巡回展	「発掘された奥州市展 2023 江戸時代のいのりー胆江地方にみる信仰の諸物ー」	2023/11/18 ～12/10
郷土の企画展	「胆江の稲作と畜産－農を支えた家畜－」	2024/1/20 ～3/20

○教育普及活動

事業名	内 容
体験事業・イベント	GW企画、夏休み企画「めざせ！牛博王」「ナイトミュージアム／牛博のナゾをときあかせ！」、ひと月早い十五夜コンサート、工作体験イベント「あそんでまなぼう！うしはくミニ探検隊2023」、絵本の読み聞かせとみずき団子づくり、動物の標本づくり自主練習
講座・講演会	第1回～第6回うしはく座談会、うし学講座第一講～第二講、第1回～第2回うしはく座談会特別編
依頼事業	講演 生涯学習講座 臥牛館「森口多里の見た胆江地域」、「奥州市牛の博物館 令和7年で開館30年」、体験教室「かんたん！革ストラップ作り」、前沢小学校3年生社会科見学
移動博物館	前沢牛まつり、奥州前沢商工まつり、前沢小学校学習発表会移動博物館

○その他

事業名	内 容
博物館学芸員実習	2023/8/29～9/6
館内スルーガイド	館内の展示案内
レファレンス対応	学術調査対応、資料貸出、番組、書籍等作成協力
情報公開活動	機関紙の発行、広報紙、年報の発行、ホームページの管理、宣伝

所感

牛というテーマを起点にしながら、地域の歴史や自然、産業を総合的に伝える場として機能している。展示や資料収集の際には地域の有識者から助言や資料提供を受けることがあり、地域文化の継承に向けたつながりが感じられる。また、「地域の資料や歴史が失われないように守る」という姿勢から、地域の記憶を保全する重要な役割を担っていることが伺えた。さらに、ボランティア活動が自発的な学びや発表の場として広がり、子ども向けイベントの参加者が成長して活動に加わるなど、教育普及の成果が地域に根づいている様子も見られる。地域の祭りや商工会との連携、移動博物館やウェブ発信など、立地条件の課題を補う工夫も含め、地域との接点を多様に築いていることが印象に残った。こうした取組から、博物館が地域社会とともに学びを育む場になっていると感じた。

[事例調査資料③]

施設名	宮古市北上山地民俗資料館
調査実施日	令和7年7月25日
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管：宮古市教育委員会 ・ 区分：登録博物館 ・ 施設運営：宮古市 ・ 敷地面積：2,341m² ・ 博物館面積：1,492.9m² ・ 博物館事業費：2,451千円 (うち992千円・民俗芸能記録保存事業費) ※人件費・施設管理費含まず ・ 展示構成：第1展示室「山人の仕事と祈り」 第2展示室「山里の暮らしと道具」 第3展示室「山間地医療の先人たち」 ・ 入館者数(本館)：令和4年度 1,974人 令和5年度 2,230人 令和6年度 2,254人 ・ 職員数：6名(うち会計年度任用職員3名) ・ 開館：平成6年 ・ 分館：平成30年 小国分館開設(平成17年から旧小国中学校校舎・体育館を活用) ※小国分館は宮古市条例に基づく施設であり、博物館法上の博物館には該当しない。 ・ サテライト会場：宮古市薬師塗漆工芸館(1F) ・ 併設施設：宮古市立図書館川井分室(1F)
設立経緯と設置目的	<p>宮古市北上山地民俗資料館の展示資料は、昭和30年代から旧川井村文化財調査委員を中心に実施された民俗調査に基づき、村内約400軒の協力を得て収集されたものである。平成15年にはこのうち1,345点が「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」として国の重要有形民俗文化財に指定されている。平成22年、宮古市との合併により宮古市北上山地民俗資料館となり、市内の民俗文化財等を収集・保管・展示するとともに、教育普及、調査研究およびこれらに付帯する事業を行う施設として活動している。</p> <p>収蔵庫をもたない同館では、平成17年に閉校となった旧小国中学校の体育館を収納スペースとして活用し、それまで村内に分散していた資料を集約・一括管理する体制を整えた。その後、平成29年には旧宮古市、旧田老町、旧新里村で収集された資料も移設した。小国分館は旧校舎も含めて平成21年に設置され、平成30年に調査事務所として正式に使用を開始した。現在の収蔵資料数は約12,500点であり、そのうち約8,200点が小国分館に収蔵されている。</p>



開館以来、名誉館長の指導のもと有形民俗資料の実測図作製が継続して行われ、現在約2,000点の作図が終了している。そのほか、開館後には国指定に向けた作業や小国分館への資料移設が進められ、その際には岩手大学人文社会科学部の博物館実習生の協力を得た。また、小国分館の開所やその後のイベント等には、ボランティア組織「小国分館友の会」の協力を得て運営した。また、地域の協力を得て、道具の製作や使用に関する聞き取り調査も実施されてきた。これらの成果をもとに、有形民俗資料に込められた先人の知恵や工夫を活かした体験メニューや教育普及事業の充実が図られてきた。今後は開館当初から進めてきた収蔵資料データベースの作成において、聞き取り調査の内容や旧宮古市収集分の資料情報も含めた公開を目指し、準備が進められている。

令和7年度事業

- 調査研究事業（有形民俗資料の実測図作製ほか）
- 資料収集保管事業（旧宮古市収集資料整理ほか）
- 展覧事業

事業区分	事業名（展覧会名）	会期
常設展示	本館常設展	通年
〃	サテライトやまびこ「地域の郷土食」	通年
第28回企画展	「伝えたい昔の技～体験型の博物館をめざして～」	2025/10/1 ～12/28
ミニ企画展①	「早池峰山麓のきのこ」	2025/6/14 ～7/21
〃 ②	「夏休みワクワク昆虫展」	2025/7/27 ～8/17
〃 ③	「昭和の道具～今とくらべると～」	2025/11/22 ～12/28
〃 ④	「川井の学校 今（いま）昔（むかし）」（仮題）	2026/3/1 ～3/31 予定
出張展示	道の駅やまびこ館、里の駅おぐに	通年

○教育普及活動

事業名	内容
小国分館公開活用事業	第6回小国分館神楽共演会、第6回小国分館水車の畑まつり
地域の魅力再発見事業	令和7年度「川井区域編」「宮古街道編」全3回
有形民俗資料活用事業	伝統的食文化伝承活動講座（地味噌作り、「そば切り」、「豆すつとぎ」）、昔のもの作り体験（クルミ樹皮）、昔の道具体験（石臼、農具）
ボランティア育成事業	先進地視察（展示解説ボランティア）、体験学習ボランティア育成

講座	森の体験学習会（早池峰山「アイオン沢」春・秋）、工作教室（夏・冬）、砂金探し体験、年中行事と郷土食（正月飾り、年縄作りともちつき体験）
小品製作体験（随時）	「昔の技術と自然の素材で小物づくり体験」（館内、出前）
○その他	
事業名	
内 容	
民俗芸能記録・保存事業	市内の郷土芸能や祭礼行事を映像により記録保存（業務委託）
レファレンス等	調査研究、資料貸出、取材等への対応
見学受け入れ（市内小学校）	展示解説、昔の道具体験、昔話ほか
情報公開活動	機関紙の発行、SNS、ホームページの管理
運営委員会議	博物館協議会にあたる。年1回開催
「地域の宝マップ」作成	博物館協議会にあたる。年1回開催
所感	<p>神楽共演会を通じて郷土芸能の継承を支え、地域に学びと交流の場を生み出している点が印象的だった。教育機関との連携では、蕎麦切り体験に石臼を取り入れる工夫が、地域文化を体感的に学ぶ機会を創出していた。限られた予算の中で近隣施設や住民を講師として招き、人材を発掘する姿勢は、地域資源を活かす柔軟な取組だと感じる。こうした活動の背景には、学芸員が地域に足を運び、高齢者から昔の暮らしを聴き取り、映像で記録してきた積み重ねがある。「博物館は人を対象とする職業であり、人に対して誠実であることが、物に対する誠実さにもつながる」という言葉が印象に残った。資料の寄贈や文化の継承は人との関係性に支えられており、学芸員は人と人をつなぐ役割を担っている。物を通じて地域の記憶と未来を橋渡しする場として、博物館は人の営みに根ざした存在であると感じた。</p>